

日進市教育委員会定例会（令和3年10月）会議録

1. 日時

令和3年10月6日（水曜日）午後2時から午後2時55分まで

2. 場所

日進市役所 南庁舎2階 第5会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

久保田力（教育長）・藤井美樹（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、市来ちさ、武田立史の各委員

〔事務局〕

市川秋広（学習教育部長）、加藤慎司（学習教育部次長兼教育総務課長）、與語隆弘（学習教育部次長兼生涯学習課長）、高田由紀（学習教育部主任指導主事）、後藤幸宏（学校教育課長）、櫻井正弘（学校給食センター所長）、宇佐美香津美（図書館長）

〔書記〕

伊藤美乃里（教育総務課課長補佐）、石井智史（教育総務課係長）、山田優子（教育総務課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者1名

6. 会議録署名者

久保田教育長、小林委員、伊藤委員の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（教育長・教育委員報告）

（議事）

議案第57号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）

報告事項

教育長報告

西小学校及び北小学校・日進中学校学区変更について
令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について

事務局報告

【教育総務課】

令和3年第3回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について

教育委員会の後援等名義使用等について

【生涯学習課】

学校音楽アウトリーチ事業の実施について

事業等報告について

【学校教育課】

事業等報告について

【学校給食センター】

事業等報告について

教育委員会行事予定（令和3年10月7日から令和3年11月10日まで）について

その他

緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について

令和4年成人式の開催について

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和3年11月10日（水曜日）午後2時から

場 所：日進市役所 本庁舎4階 第1会議室

出席者：10月定例会と同じ

発言者及び発言内容

学習教育部長

会議の開会に先立ちまして、報告させていただきます。

久保田教育長におかれましては、9月30日をもって任期満了となりましたが、令和3年第3回日進市議会定例会開会日におきまして、議会の同意を得て、教育長に再任されました。また、10月1日に市長より辞令の交付がありました。なお、任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となります。それでは、久保田教育長よりひと言ご挨拶をお願いします。

（久保田教育長挨拶）

教育長

ただ今より令和3年10月定例教育委員会を開会します。

本日の会議は委員の過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。本日の会議録署名者は、小林委員、伊藤委員、私です。会議録調製者は、教育総務課の山田とします。

本日の会議には1名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室) 傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第2、令和3年9月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容について、ご異議はございませんか。

(しばらくして) それでは、令和3年9月定例教育委員会の会議録について、賛成される方は挙手をお願いします。

(全員賛成) それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、私からの報告でございます。私から5点ご報告します。

8月31日、9月議会が9月29日までの会期で開会されました。5名の議員の方々から教育委員会に質問がなされました。「コロナ対策」、「生理の貧困」、「教科担任制」等についてご質問をいただきました。

9月1日、2学期が始まりました。今年度は、コロナの影響を考え、9月2日から10日までの間を、午前中授業で給食を食べての短縮日課としました。夏休み明けからの十分な体慣らしや、校内での滞在時間を考慮した対処でした。久しぶりの友達との再会で笑顔溢れる教室で、共に学ぶ楽しさを十分に味わい、素晴らしい2学期にしてもらいたいと願っています。

9月19日、日進市民美術展覧会の審査会が、市民会館で開催されました。コロナ禍においても、市民の皆様が作品制作にかける情熱を感じる素晴らしい多くの作品が出品されていきました。9月24日から始まった日進市民美術展覧会には多くの市民の方が足を運んでいただいております。

9月28日、愛知地区教育委員会連絡協議会教育長連絡会が、長久手市で開催され、各市町の当面の教育課題や来年度に向けての情報交換をしました。特に、緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだ予断を許さない2学期の学校行事の在り方や、来年度の教育施策等について、情報交換を行いました。

10月2日、総合運動公園で、新しく完成した、多目的芝生広場のオープニングイベントが開催されました。当日はレクリエーション協会の皆様等が参加し、野球場北側にできた芝生広場で、ゲートボール、グランドゴルフ、そして、ティキトスやラダーゲッター等のニュースポーツを楽しんでおられました。今後は、市民の皆様にとって、スポーツライフをエンジョイする素晴らしいスポットとして、活用していただければと思います。

委員

9月25日、日進市民美術展・にしん子どもアート展を鑑賞してきました。美術展では、日本画や洋画、書道、写真等、多くの作品が出品されておりました。また、子どもアート展でも素晴らしい作品が多く、特に年長組の作品が大変よくできており驚きました。

委員

9月24日、私も日進市民美術展・にしん子どもアート展を鑑賞してきました。

子どもアート展では、書について絵のように描かれた作品があり、心惹かれるものがありました。ただし、日差しが作品にかかってしまい、見にくい箇所がありました。作品の並び替えを工夫してもらえると良いと思います。

教育長

他にございませんか。（しばらく間があり）次第3は以上です。

では、次第4、議事に入ります。議案第57号「専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」について、教育総務課から順に説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

学校教育課のWeb会議システム使用料について、予算計上している金額は1年間の使用料でしょうか。

学校教育課長

予算としては今年度分3月までの金額を計上しています。来年度以降については、当初予算にて計上する予定です。

委員

来年度以降、単価の12,000円は今回の金額より高くなるということでしょうか。

学校教育課長

金額については、予算計上時に調査した金額に基づいて計上します。契約については単年度ごととなりますが、今後の契約方法については、現在、契約担当課と調整しております。

教育長

他にご意見、ご質問はございませんか。

（しばらく間があり）それでは、議案の議決を行います。議案第57号「専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）」について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）議案第57号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

続きまして、次第5、事務局報告に移ります。まず、教育長報告です。これは、教育長に対する事務委任規則第2条により教育長が委任を受けた事項のうち、重要な事項を報告させていただくものです。今回は、「西小学校及び北小学校・日進中学校学区変更について」及び「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について」報告します。

はじめに、「西小学校及び北小学校・日進中学校学区変更について」、学校教育課より説明します。

学校教育課長

まず、西小学校学区変更の進捗状況です。令和5年度からの学区変更を目指し、7月2日・3日に西小学校区第1回説明会及び意見交換会を行いました。学区見直し対象となる地区の保護者に対し、見直し案やそれまでにいただいた意見及びそれに対する教育委員会の見解を説明しました。第1回説明会及び意見交換会で出された要望等を踏まえ、8月27日に西小学校区第2回意見交換会を実施しました。これら2回の説明会及び意見交換会やその後いただいた意見等及びそれに対する教育委員会の見解を踏まえ、今後、保護者アンケートの実施、11月に変更先となる香久山小学校の見学会を予定しています。

続いて、北小学校・日進中学校学区変更の進捗状況です。令和5年度からの学区変更を目指し、7月20日・24日に北小学校・日進中学校区第1回説明会及び意見交換会を行いました。学区見直し対象となる地区の保護者に対し、見直し案やそれまでにいただいた意見及びそれに対する教育委員会の見解を説明しました。第1回説明会及び意見交換会の意見を踏まえて再検討した結果、事務局としては経過措置を一部変更する必要があると考え、その変更案を別紙3のとおりと考えております。また、10月24日に第2回意見交換会を実施し、この変更案での説明を行う予定です。11月には、変更先となる竹の山小学校及び香久山小学校の見学会を予定しています。

今後の流れですが、各校における学区変更は、今年中を目途に教育委員会の会議において最終案の決定をしたいと考えております。その後、日進市立小中学校通学区区域に関する規則の改正を行います。

また、その他として、令和3年度の日進市立小中学校適正規模等検討委員会にて適正化の必要があると判断された南小学校について、10月下旬に第1回学区検討部会を開催する予定です。

続いて、北小学校区・日進中学校区から香久山小学校区・日進西中学校区への見直しに係る経過措置の変更について説明いたします。現行案は、日進市立小中学校適正規模等検討委員会で提言を受けた内容としており、小学校については「令和5年度に小学校新5・6年生となる児童は、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。」、「新5・6年生の兄弟が北小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟と同じ期間、北小学校に通学することができる。」とし、中学校については、「令和5年度に中学校新2・3年生となる生徒は、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。」としておりましたが、第1回説明会及び意見交換会での意見を踏まえて変更案をまとめました。変更案の内容は、小学校につ

いては、「令和5年度に小学校新5・6年生となる児童は、学区外就学申請により、中学校卒業まで北小学校・日進中学校に通学することができる。」「新5・6年生の兄弟が北小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟が北小学校を卒業するまでの期間、北小学校に通学することができる。」とし、中学校については、「令和5年度に中学校に在籍する生徒は、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。」としました。

小学校の経過措置については、新5・6年の弟妹の経過措置の期限は兄弟が小学校を卒業するまでとしますので、兄弟が中学校に進学する時点で、その弟妹は変更後の香久山小学校に通学します。また、令和5年度に中学校に入学する生徒の弟妹については、経過措置の対象外となります。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) 続きまして、「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について」、学校教育課より説明します。

学校教育課長

令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果についてご報告します。令和3年5月27日、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数・数学の学力調査及び児童生徒の学習意欲や生活習慣等についての質問紙による調査が行われました。結果としては、国語、算数、数学ともに、全国・愛知県の平均正答率より、やや高いという結果でした。

小学校国語について、優れている点は、「目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約する」、「自分の主張が明確に伝わるように、文章全体の構成や展開を考える」で、課題となる点は、「学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う」、「文の中における主語と述語の関係を捉える」でした。

小学校算数について、優れている点は、「二等辺三角形を組み合わせた平行四辺形の面積の求め方と答えを書く」、「5年生と6年生の読みたい本と、多くの5年生と6年生に読まれている本を調べるために、適切なデータを選ぶ」で、課題となる点は、「直角三角形の面積を求める式と答えを書く」、「8人に4Lのジュースを等しく分けるときの一人分のジュースの量を求める式と答えを書く」でした。

中学校国語について、優れている点は、「意見文の下書きの構成の工夫について、自分の考えを書く」、「登場人物の言動の意味を考え、内容を理解する」で、課題となる点は、「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつ」でした。

中学校数学について、優れている点は、「四角で4つの数を囲むとき、4つの数の和はいつでも4の倍数になることの説明を完成する」、「錯角が等しくなるための、2直線の位置関係を理解している」で、課題となる点は「与えられた表やグラフを用いて、2分をはかるために必要な砂の重さを求める方法を説明する」でした。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

資料中の「質問紙」の部分で、スマートフォン等を見ている時間が長い児童生徒の正答率が下がっている傾向が顕著に見られ、情報リテラシーや機器の使い方についての教育が必要だと感じます。便利なものではありませんが、デメリットも理解して健全に利用してほしいと思います。

教育長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) 教育長報告については以上です。

続きまして、事務局報告に移ります。各所属より説明をお願いします。

教育総務課長

令和3年第3回日進市議会定例会一般質問・答弁内容(教育委員会分)について
教育委員会の後援等名義使用等について

生涯学習課長

学校音楽アウトリーチ事業の実施について
事業等報告について
(各項目について説明)

学校教育課長

事業等報告について
(各項目について説明)

学校給食センター長

事業等報告について
(各項目について説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

日進市議会での質問で、発育に対する配慮についてご意見をいくつかいただいたと思います。学校現場において、養護教諭の負担が大きくなりすぎるのではと感じます。女性の体育教員が養護教諭の補助を担うことができればと思いますが、市内に女性の体育教員はどれくらいいるのでしょうか。

主任指導主事

女性の体育教員は市内中学校に2、3人配置されており、小学校にも体育の教員免許を持った教員がおります。ただし、保健体育の授業は教員の男女関係なく行いますし、性指導についても小学校では学級担任が行うこととカリキュラムの中に位置づけられています。そういった中で、養護教諭とティームティーチングとして行うこともありますし、養護教諭が身体検査の際に、保健指導を行うこともあります。

委員

男性の養護教諭はいるのでしょうか。

主任指導主事

市内の学校に男性養護教諭の配置はなく、また愛日地区管内でも男性の養護教諭はおりません。

委員

新型コロナウイルスに対する抗原簡易検査キットが文部科学省から配布されたと思いますが、検査キットの取り扱いに関する市の考え方をお聞かせください。

学校教育課長

抗原簡易検査キットは国から配布され、本市としては各校へ2つずつ配布しました。抗原検査は症状が出ないと使用できず、実際には、学校で症状が出たら早退させることを原則としておりますので、学校で検査キットの使用は想定していません。

委員

抗原検査は偽陰性が出やすい検査ではあるので、取り扱いには注意すべきだと思います。検査キットを使う場面はないと思いますので、学校医として先生から相談があった場合も、症状があるのであれば早退を促すように助言させていただきます。

教育長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり)事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。教育委員の出席行事等、各所属においてお知らせしたい行事がありましたら説明をお願いします。

生涯学習課長

学校音楽アウトリーチ事業につきましては、鑑賞を希望される方は、事前にお知らせいただければ調整させていただきます。

教育長

教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7、その他です。「緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について」、事務局から説明をお願いします。

学習教育部長

(緊急事態宣言中の教育委員会所管施設の状況について資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり)他に、ございませんでしょうか。

生涯学習課長

令和4年成人式の開催についてご報告します。令和4年の成人式につきましては、今年と同様に2部制での開催を予定しています。日時につきましては令和4年1月9日、第1部につきましては12時30分から、第2部につきましては15時30分からを予定しております。また、実施の内容につきましては、今年と変更はない予定です。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

緊急事態宣言が発令しても実施するのでしょうか。

学習教育部長

状況にもよりますが、実施する方針で進めています。日進市の施設全体が閉館となる場合があれば、別の方法等を考えなければなりません、その場合は委員にご相談させていただければと思います。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり)以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年10月定例教育委員会を閉会します。次回は、令和3年11月定例教育委員会を、令和3年11月10日(水曜日)午後2時から、市役所本庁舎4階第1会議室で開催します。

日進市教育委員会定例会（令和3年10月）次第

日時 令和3年10月6日（水）

午後2時から

場所 市役所南庁舎2階 第5会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 教育長・教育委員の報告

4 議事

議案第57号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算）【教育総務課ほか】

5 報告事項

(1) 教育長報告

- ・西小学校及び北小学校・日進中学校学区変更について〔資料No.1〕
- ・令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について〔資料No.2〕

(2) 事務局報告

【教育総務課】

- ・令和3年第3回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について〔資料No.3〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No.4〕

【生涯学習課】

- ・学校音楽アウトリーチ事業の実施について〔資料No.5〕
- ・事業等報告について〔資料No.6〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No.7〕

【学校給食センター】

- ・事業等報告について〔資料No.8〕

6 教育委員会行事予定（令和3年10月7日から令和3年11月10日まで）について

7 その他

緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について

8 閉会

今後の予定

(1) 11月定例教育委員会

11月10日（水）午後2時 市役所本庁舎4階 第1会議室

(2) 愛日事務教学校訪問

- ・10月7日（木） 赤池小学校（久保田教育長・伊藤委員）
- ・10月25日（月） 西小学校（久保田教育長・藤井委員）
- ・11月8日（月） 日進中学校（久保田教育長・藤井委員）

議案第57号

専決処分事項の承認を求めることについて

(令和3年度日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算)

令和3年度日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算について、別紙のとおり提出します。

令和3年10月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について報告し、承認をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第4条

令和3年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（9月市議会定例会）概要

教育総務課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			0

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.1	小学校管理事業	北小学校保健室の空調改修工事を行うため 3,500,000円	3,500
	14 工事請負費		
	学校施設維持管理工事		
歳出合計			3,500

令和3年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（9月市議会定例会）概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			0

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.2	小学校運営事業		
	13 使用料及び賃借料	Web会議を行うためのアカウント使用料 12,000円*33個*1.1=435,600円	436
	Web会議システム使用料		
10.3.2	中学校運営事業		
	13 使用料及び賃借料	Web会議を行うためのアカウント使用料 12,000円*13個*1.1=171,600円	172
	Web会議システム使用料		
歳出合計			608

西小学校及び北小学校・日進中学校学区変更について（令和3年10月）

1 西小学校学区変更の進捗状況について

令和5年度からの学区変更を目指し、7月2日・3日に西小学校区第1回説明会及び意見交換会を行いました。学区見直し対象となる地区の保護者に対し、見直し案やそれまでにいただいた意見及びそれに対する教育委員会の見解を説明しました。

第1回説明会及び意見交換会で出された要望等を踏まえ、8月27日に西小学校区第2回意見交換会を実施しました。

これら2回の説明会及び意見交換会やその後いただいた意見等及びそれに対する教育委員会の見解（別紙1）を踏まえ、今後、保護者アンケートの実施、11月頃に変更先となる香久山小学校の見学会を予定しています。

2 北小学校・日進中学校学区変更の進捗状況について

令和5年度からの学区変更を目指し、7月20日・24日に北小学校・日進中学校区第1回説明会及び意見交換会を行いました。学区見直し対象となる地区の保護者に対し、見直し案やそれまでにいただいた意見及びそれに対する教育委員会の見解を説明しました（別紙2-1, 2-2）。

第1回説明会及び意見交換会の意見を踏まえて再検討した結果、事務局としては経過措置を一部変更する必要があると考え、その変更案を別紙3のとおりと考えております。

また、10月24日に第2回意見交換会を実施し、この変更案での説明を行う予定です。11月頃には、変更先となる竹の山小学校及び香久山小学校の見学会を予定しています。

3 今後の流れ

各校における学区変更は、今年中を目途に教育委員会の会議において最終案の決定をしたいと考えております。その後、日進市立小中学校通学区域に関する規則の改正を行います。

4 その他

日進市立小中学校適正規模等検討委員会にて適正化の必要があると判断された南小学校について、10月下旬に第1回学区検討部会を開催する予定です。

西小学校区学区見直し説明・意見交換会に寄せられたご意見及び教育委員会の見解

7月2日及び3日に開催しました西小学校区学区見直し説明・意見交換会に寄せられたご意見に、教育委員会の見解は以下のとおりです。

1 なぜ既存の住宅地で学区変更をしなければならないのか。新設や増築はできないのか。

	質 問	回 答
①	区画整理地の開発を検討する時点で、学区を見直すことは予測できなかったのか。そうすれば、今回のような時期での学区変更は起こらなかったはずである。タイミングが遅いのではないか。	<p>学区の見直しは、概ね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。</p> <p>過去には、平成24年度、平成26年度、平成28年度に推計に基づく各学校の適正化の必要性について検討結果が出されておりますが、西小学校は対象と判断されておりません。今回の西小学校の学区見直しについては、令和2年度に、人口推計を基に、西小学校の将来の児童数・教室数を推計した結果、土地区画整理事業の影響が始まるのは令和12年度からであるものの、土地区画整理事業地の土地の販売が始まる前に学区を変更する必要があることから令和5年度からの実施を検討しておりました。</p> <p>その時点においては、既存の住宅街である日生梅森園は、学区の見直しを行う必要はないと考えておりました。しかしながら、令和2年12月に国や愛知県から35人学級への方針が示され、令和3年2月に閣議決定されたことを受けて改めて検討した結果、令和5年度から西小学校の教室数が不足することが予測されたため、土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園も含めて全体で令和5年度に変更する必要があると判断いたしました。</p>
②	土地開発しているところに、新設校を作ることはできないのか。新設校への変更であれば、子どもの負担が少ない。一部見直しではなく、計画的な新設が望ましいのではないか。	<p>市では「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を定めており、この方針に基づいて適正化の対応を検討しております。方針の中で、大規模校や過大規模校への対応として新設校の建設を検討するのは、学区の見直しや増築により対応できない場合で、長期間にわたり過大規模の状況が続くことが予想される場合とされています。</p> <p>このことを踏まえると、西小学校については、現時点で分離新設校の建設を検討するような状況にはあたらないと考えております。</p>

2 学区見直しの決定過程や周知について

	質 問	回 答
①	学区の変更は確定なのか。周知がされ、関係者の意見を聴く前に決定事項のようにされているのは納得がいかない。 これまで説明もなく、知らないところでの話し合いがなされ、関係者の意見を聴かずに、学区の見直しのお知らせがあったことに戸惑っている。	<p>今回の案を作成するにあたっては、適正規模等検討委員会から依頼を受けて、令和2年度に日進市学区検討部会（以下「学区検討部会」という。）を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容である対象地区、変更時期、経過措置等の検討を進めてまいりました。</p> <p>こうした学区検討部会での検討結果を受け、適正規模等検討委員会から学区見直しに関する提言がなされたことにより、教育委員会としての方針を立てたところです。これまでに、関係者の皆様に学区見直しの内容についてお知らせをし、7月に説明・意見交換会を開催して、見直し案に対するご意見を伺ってきました。今後、皆さまの意見を踏まえて最終的な学区見直し案を決定してまいります。</p> <p>なお、学区見直しの検討の最中に前提となる学級編成の標準が引き下げられることが決まったため、急遽対象の地域に含まれることとなった日生梅森園の方に対しては、追加の意見交換会を行い丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

	質 問	回 答
②	学区変更対象者以外の方や、地域への周知はどのようにしていくつもりなのか。	西小学校区の変更対象者以外の方への周知に関しましては、現在行っております意見交換会等により対象地域の方からご意見を伺った後、西小学校を通じて、児童及び保護者全体にお知らせする予定です。また、西小学校区内の梅森区、浅田区、野方区に対して同様にお知らせをさせていただきます。
③	学区見直しはいつどのように決まるのか。	現在行っております意見交換会等により当事者の方からご意見を伺い、引き続き西小学校全体へのお知らせを経て、教育委員会としての学区見直しの最終案を12月までに決定し、その後、令和4年4月からの意向調査に向けた準備に着手してまいります。

3 学区見直しの内容について

	質 問	回 答
①	西小学校の人数の増加に伴いと言う理由ならば、何故もっと広い範囲でなく日生梅森園地区だけが対象なのか。日生梅森園地区の学区を変更した場合、どれだけ変わるのか数値で示して欲しい。	<p>西小学校の学区見直しに際しましては、次のような検討を行いました。</p> <p>西小学校に隣接する小学校の中で、赤池小学校、南小学校、北小学校は教室数に余裕がないため、西小学校からの学区変更が可能な学校は香久山小学校のみとなります。したがって、香久山小学校に安全に通学できる地域として、香久山小学校に隣接した地域で県道白山黒石線より北側の地域を対象と考えて検討してまいりました。その結果、香久山西部土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園地区が学区見直しの検討の対象となりました。</p> <p>今以上に広い範囲とした場合、隣接地のうち、既存の自治会の単位で学区見直しを行うとすると、変更する児童数が過剰に増え、受け入れ校を圧迫する可能性があることから、今回は対象に含めることはできませんでした。</p> <p>なお、日生梅森園地区の学区を変更した場合、児童数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）西小学校」を参照してください。</p>
②	香久山小学校の教室が足りないなど、受け入れ状況は大丈夫なのか。香久山小学校に学区が変更になり、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないか。	<p>現状や推計の結果からも、香久山小学校の教室数には余裕があること、また、香久山小学校区の児童数が減少傾向にあることから、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないと思っております。また、教員の配置、教材や備品等の整備については児童数に応じて適切に対応いたします。</p> <p>なお、香久山小学校の児童数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）香久山小学校」を参照してください。</p>
③	北小学校区・日進中学校区の学区見直し検討で、北小学校区の一部の地区の学区が、日進西中学校区に変更されるようですが、日進西中学校の適正規模や教室数については大丈夫なのか。	<p>日進西中学校区は、西小学校区、赤池小学校区、香久山小学校区のうち香久山一丁目から六丁目までの地区で成り立っています。その中には、香久山西部土地区画整地や赤池箕ノ手土地区画整地が含まれており、長期的に見ると中学校区全体としては、緩やかに増加していくことが予想されます。</p> <p>しかし、日進西中学校は利用可能教室数が多いため、日進中学校区の一部の地区が日進西中学校区に変更され、生徒数が増加しても対応できると考えております。</p> <p>なお、日進西中学校の生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）日進西中学校」を参照してください。</p>
④	梅森区全体を香久山小学校に変更する考えはないのか。	梅森区全体を学区見直しの対象とした場合、変更する児童数が過剰に増え、香久山小学校の学校規模が急激に増えることによる学校運営への影響が懸念されることから、梅森区全体を香久山小学校に変更することは適切ではないと考えております。
⑤	通学の安全性を考えれば、区画整理事業が完了してから学区を変更すればいいのではないのか。	<p>令和5年度に西小学校の教室数が不足することから、学区の見直しを行うものであるため、先延ばしにすることはできないものと考えております。</p> <p>なお、通学の安全性に関しましては、土地区画整理事業の進展に伴い歩道等の整備が行われることから、それまでの期間は、児童の安全確保を考慮して通学路を決めることが重要であると考えております。そのために土地区画整理事業の関係者と調整を行っております。</p> <p>ただし、具体的にどの経路を通るかについては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、学校と保護者と協議しながら決めていくこととなります。</p>

	質 問	回 答
⑥	弟妹の経過措置について、下の子が経過措置をとって西小学校に通学した場合、卒業まで西小学校に通えないのか。	<p>弟妹の経過措置については、5・6年生が経過措置を選択した場合に、兄弟姉妹で通学する期間中に異なる小学校に分かれないよう配慮して、設ける必要があると判断したものです。小学校の弟妹に関する経過措置は、兄弟が卒業するまでのものですので、それぞれの家庭の状況や子どもの気持ちを考慮して、経過措置を選択していただきたいと思います。</p> <p>また、弟妹で経過措置の対象となる児童数は少数のため、卒業まで経過措置を延長すると、登校の分団が少数となり、児童の安全が保てないなどの懸念があります。そのため、弟妹の経過措置期間は兄弟が卒業するまでと考えております。</p>
⑦	経過措置の選択は各家庭に任せるとしていますが、少数になった場合の通学に関することは保護者の責任となるのでしょうか。	<p>小学校の通学分団につきましては、学区見直しに伴い新たに分団編成を検討していくこととなりますが、人数が少なく、自宅から集合場所まで距離がある場合などは、最寄りの分団集合場所まで送迎いただくなど、保護者のご協力をいただきたいと考えております。</p>
⑧	令和5年度に2年生になる児童で、学区変更対象となる児童は何人いるのか。その児童だけ、前倒して令和4年度から香久山小学校に入学することはできないのか。	<p>令和5年度に2年生になる児童は20人程度と見込んでおります。</p> <p>令和5年度から学区見直しを適用するためには、令和4年度には確定された学区での児童数を基に、学級数を見込み、教員の配置をすすめる必要があります。また、経過措置の意向調査を実施した後、変更後の学校で就学時健診を受診し、各校における入学説明会を経て、学級編成、通学分団の編成など、10月から3月までの半年間に学年全員の受け入れ準備を行います。</p> <p>令和4年度入学の方から新しい学校に入学するためには、これらを1年前倒して行う必要がありますが、学区変更はこれから正式決定に向けて準備を進めていくこととなっておりますので、現段階では実施することができません。</p> <p>また、学区の見直しを行う場合、新1年生だけの分団を形成することを前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に入学する児童のみ前倒しすることはできないと考えております。</p>

4 児童への影響について

	質 問	回 答
①	4年生以下の子どもは、学校も放課後も強制的に変わらなければならない。子どもの気持ちを考えているのか。	<p>今回の学区検討部会における検討で、経過措置の対象とならない4年生以下の児童については、最低でも3年間に変更後の香久山小学校で過ごすことができ、新しい学校になじむための時間を確保できると考え、同じ学校で3年間は過ごせることを担保する案としました。</p> <p>今回の学区見直しは、令和5年度以降に、西小学校の児童数が学校の受け入れ規模を超えてしまうことを解消するために、また、児童がよりよい学習環境や学校生活を送れるようにするために実施するものです。</p> <p>学区を変える児童への配慮については、学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に香久山小学校の見学会、交流会を設けるなど、学校と相談して対応を検討してまいります。</p>
②	今回の学区見直しにより、児童にとってどのようなメリットがあるのか。	<p>今回の学区見直しにより、現在の学校規模よりも、児童数や学級数が適正な規模になることで、児童の学習環境や学校行事の運営、学校施設や教材・備品の整備状況が改善されます。また、教職員が児童の状況を把握しやすくなり、今よりも細やかな指導ができるようになります。</p> <p>今回の学区の見直しは、学校を変える児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせていると考えております。</p>

	質 問	回 答
③	<p>西小学校は、ピオトープや畑、ブドウ園などの自然と触れ合える体験ができ、子どもが自然体験ができるのを楽しみにしていました。</p> <p>香久山小も同じような体験ができるよう、環境の整備をお願いしたい。</p>	<p>すべての学校で同じ体験ができるわけではありませんが、西小学校も香久山小学校もそれぞれに特色があり、魅力ある教育を行っております。</p> <p>香久山小学校は比較的新しく建てられた学校のため、校舎や教室の規格が大きく作られていて、ゆとりがあります。一時は過大規模校であったことから、教室数にも余裕があり、施設的に学校運営がスムーズに行える環境です。隣接して大きな公園や水晶山緑地などがあり、周辺の自然環境にも恵まれています。また、市内で他の小学校に先駆けて、プールの授業を民間施設を利用して専門事業者に委託する形で行っているという特徴があります。</p> <p>学校の教室数に対して、児童数が多い場合は手狭になったり、学校運営に苦慮する等の課題が懸念されます。したがって、学校規模を適正にすることで、どちらの学校にとっても教育環境が向上するものと考えております。</p>
④	<p>特別な配慮が必要な児童は、環境の変化に容易に対応できないが、どのような対応を考えているのか。</p>	<p>学区の見直しの有無にかかわらず、環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応しておりますので、入学前の就学相談等を通じて、通学先となる学校や教育委員会にご相談いただき、対応を検討させていただきます。</p>
⑤	<p>香久山小学校への学区変更で、友達と別れて、日進西中に進学する際にまた香久山小学校の友達と離れ離れになることを思うと、全然人間関係の構築が落ち着いてできなくて子どもがかわいそうだと思う。</p>	<p>今回の学区見直しの結果、学校が変わることになってしまう児童の皆様には、香久山小学校とも相談して新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。</p> <p>なお、香久山小学校から日進西中学校に進学する際に、岩崎台の児童と別々の学校になりますが、香久山地区の児童と一緒に進学することになります。また、香久山小学校に転校する際に分かれてしまった西小学校の児童と、再度同じ学校に通学することになるため、より多くの友人関係を築くことができるのではないかと考えております。</p> <p>なるべく落ち着いた環境で学校に通わせてあげたいという保護者の皆様の親心はよくわかりますが、今回の学区の見直しは、学校規模を適正にすることで、学校が変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせておりますので、ご理解をいただければと思います。</p>
⑥	<p>転校に当たり、指定用品の購入はどうか。香久山小学校へ転校する際は、市で負担してもらえるのか。</p>	<p>お持ちの用品をそのまま香久山小学校でも使用できるように配慮します。また、令和4年度新入学のお子さんについては、1年生時点から香久山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整してまいります。</p> <p>学区変更に当たり、香久山小学校の用品を改めて購入するという点については、恐縮ですが、保護者のご負担をお願いします。</p>

5 通学路について

	質 問	回 答
①	<p>令和5年度時点で区画整理地の道路整備が完了していないのに、整備完了前に学区を変わなければならないのか。</p> <p>また、道路整備完了前の通学路はどこを通るのか。遠回りして通学するなら、西小学校への通学距離とほとんど変わらない。</p>	<p>令和5年度に西小学校の教室数が不足することから、学区の見直しを行うものであるため、先延ばしにすることはできないものと考えております。</p> <p>なお、通学の安全性に関しましては、土地区画整理事業の進展に伴い歩道等の整備が行われることから、それまでの期間は、児童の安全確保を考慮して通学路を決めることが重要であると考えております。そのために土地区画整理事業の関係者と調整を行っております。</p> <p>現時点においては、令和6年度に区画整理地の主要道路の一部が通行可能になる予定であり、それまでは、既存の通学路から県道白山黒石線に出て香久山方面に通学する通学路を想定しています。</p> <p>また、令和7年度には、香久山方面に通じる区画整理地内の主要道路が開通する予定です。</p> <p>ただし、具体的にどの経路を通るかについては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、学校と保護者と協議しながら決めていくこととなります。</p>

	質 問	回 答
②	開発途中で学区が変わると、工事車両が出入りする場所を子どもが歩くことになるので不安です。	開発地が通学路に面している場合は、工事時間が登校時間に重ならないようにしたり、工事車両の出入り口には通学時間帯に誘導員を配置するなど、安全対策を実施してまいります。
③	経過措置があることで、同じ分団の中で違う学校に通う子供がいると、防犯上不安です。	経過措置は、過去の事例を考慮し、また、児童の心情に配慮するために学区外就学の卒業学年特例の規定を準用して設ける必要があると判断したものです。 学区見直しに伴い、人数が少なく分団を形成することができない場合は、新たに分団編成を検討していくこととなりますが、最寄りの集合場所までの送迎については、保護者の方をお願いすることとなります。

6 P T Aや子ども会について

	質 問	回 答
①	日生梅森園と北田面の一部の地域が同じ子ども会であるため、学区変更により子ども会が分団されてしまうことについて、配慮されないのか。	学区の見直しに当たっては様々な地域コミュニティのまとまりが関係するため、全部を網羅して、学区変更を行うことができません。今回の学区見直し検討においては、日生梅森園自治会と梅森区の関係や地理的状况等を考慮して学区見直し案を作成しました。 子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならないものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営にどのような影響が生じ、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。
②	P T Aや子ども会の役員等をやった人への配慮について	P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けただけの方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更に当たり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。 P T Aについては、学区変更に当たり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。

7 全体を通じた意見、要望について

	質 問	回 答
①	<p>これまで「西小学校区学区見直し意見交換会」が2度にわたり開催されましたが、参加した保護者の質問や意見に対し、納得のできる明確な回答や説明を得ることができませんでした。意見交換会として開かれているにもかかわらず、全く意見を聞き入れていただけない一方的な対応に不信感を募らせている保護者、また、子どもたちの通学における安全が保証されていない状態を不安に思っている保護者も少なくありません。子どもたちの安全と保護者の安心のためにも、保護者の声をしっかりと聞いていただきたく、下記のとおり要望しますので、ご配慮をお願いします。</p> <p>(1)住人に対する意向調査の実施 (2)西小学校区学区変更についての決定の延期 (3)住民参加の話し合いの場の設置 (4)西小学校区学区変更案の日生梅森園全世帯への周知徹底 (5)西小学校区学区変更案の日進市広報への記載</p>	<p>(1)「住人に対する意向調査の実施」につきましては、経過措置の対象者への事前アンケート形式で行うことを考えております。</p> <p>(2)「西小学校区学区変更についての決定の延期」につきましては、期限を定めない延期は、学区変更の実施を遅らせることにつながりますので、年内の教育委員会における決定を予定しております。令和5年度からの学区変更に向け関係者の皆様への説明に努めてまいります。</p> <p>(3)「住民参加の話し合いの場の設置」につきましては、日生梅森園自治会を通じた話し合いの場の設置を考えております。なお、個別具体的な事情に関する相談につきましては、お一人お一人に対応させていただきます。</p> <p>(4)「西小学校区学区変更案の日生梅森園全世帯への周知徹底」につきましては、周知文書の回覧を早期実施します。周知文書の回覧にあたりましては、日生梅森園自治会にご協力をお願いしたいと考えております。</p> <p>(5)「西小学校区学区変更案の日進市広報への記載」につきましては、市広報の目的としては市全体に向けての市政情報を発信するものであることから、変更を決定した際に掲載するものと考えております。なお、広報掲載までには決定から2か月程度の時間が必要となります。</p>

北小学校区・日進中学校区学区から竹の山小学校区・日進北中学校区への見直しに寄せられたご意見 及びご質問に対する教育委員会の見解

7月20日及び24日に開催した北小学校区・日進中学校区学区見直し説明・意見交換会を行い、関係者の皆さまから以下のとおりご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見を受けて、見直し案について再度検討させていただきましたが、その基本的な考え方は以下のとおりです。

- 学区見直しの変更対象地区、変更時期、経過措置についての変更はありません。
- 令和4年新1年生の変更時期の前倒し（入学時点から竹の山小学校に変更）は実施しません。
学用品については、令和4年度入学の時点から竹の山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整します。
- 環境適応が困難など特別な配慮が必要な児童については、個別に相談に応じます。

個々のご意見・ご質問に対する回答については、下記の各項目をご覧ください。

1 学区見直しの決定過程や周知について

	質 問	回 答
①	学区の変更は確定なのか。 学区検討部会はどのようなメンバー構成で話し合いをされ、どのように関係者の意見を聴いているのか。 学区見直し地域の保護者に対して、アンケートや、意見の聞き取りが行われておらず、今回のお知らせで知った保護者が多いと思う。	今回の案を作成するにあたっては、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）から依頼を受けて、令和2年度に日進市学区検討部会（以下「学区検討部会」という。）を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。 こうした学区検討部会での検討結果を受け、適正規模等検討委員会から学区見直しに関する提言がなされたことにより、教育委員会としての方針を立てたところであります。これまでに、関係者の皆様に学区見直しの内容についてお知らせをし、7月に説明・意見交換会を開催して、見直し案に対するご意見を伺ってきました。今後、皆さまの意見を踏まえて最終的な学区見直し案を決定してまいります。
②	学区変更対象者以外の方や、地域への周知はどのようにしていくつもりなのか。	北小学校区の変更対象者以外の方への周知に関しましては、現在行っております意見交換会等により対象地域の方からご意見を伺った後、北小学校を通じて、児童及び保護者全体にお知らせする予定です。また、北小学校区内の岩崎区、本郷区、岩藤区に対して同様にお知らせをさせていただきます。
③	学区見直しはいつどのように決まるのか。	現在行っております意見交換会等により当事者の方からご意見を伺い、引き続き北小学校全体へのお知らせを経て、教育委員会としての学区見直しの最終案を12月までに決定し、その後、令和4年4月からの意向調査に向けた準備に着手してまいります。

2 学区見直し対象地区について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、何人が異動になり、本当に教室不足が解消されるのか、資料の提示をお願いしたい。 学区見直し対象地区になっている令和5年度時点で想定される児童生徒（小学1年から中学1年）の対象人数を各学校（北中、西中、竹の山小、香久山小）で各学年ごとに教えてください。	今回の学区見直しにおいては、学区検討部会において推計を基に、学区見直し対象となる範囲を特定し、教室数不足への懸念は解消されると判断しました。最新の推計からも学区見直しによる効果は期待できると考えています。 なお、北小学校、香久山小学校、竹の山小学校、日進中学校、日進西中学校、日進北中学校の児童生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）北小学校、日進中学校」を参照してください。
②	中学校の35人学級やGIGAスクール構想に伴いタブレットの導入が進み、教室が手狭になることから、教室を広くするといったようなことを新聞で見た。日進北中学校は学区の見直しにより教室数がぎりぎりの状態になるようだが、さらに学区の見直しが必要になることはないか。中学校の35人学級、教室拡大の辺りはどのように考えているか。	中学校の35人学級については、実施についての具体的な情報がなく、タブレットの導入に伴う教室の拡大も含め、実施内容が決まった時点で検討するものと考えております。今回の見直し案については、現在決まっている事項に基づいて検討しておりますが、将来、学区の見直しをする必要がないかどうか、はっきりとしたことは現時点では言えません。

	質 問	回 答
③	市町村によっては学校選択制を取っている地域があり、今回のような学区の見直しに当たり、学校選択制を導入すれば、親や子の負担が少なくなるのではないかと。	日進市では、全学校の教室数の状況に比較的余裕がない学校が多いため、学校選択制を取ることで学校規模を圧迫する可能性があるため、実施はそぐわないと考えています。また、学校選択制を導入すると、通学分団や地域コミュニティのまとまりが損なわれるという側面もあり、現状として採用する考えはありません。
④	北高上など他の地区が学区変更対象とならないのはなぜか。	北小学校・日進中学校の学区見直しに際しましては、次のような検討を行いました。 将来の児童生徒数・学級数の推計から北小学校・日進中学校の教室数が将来的に不足する見込みであることから、教室数に余裕のある竹の山小学校（日進北中学校）及び香久山小学校（日進西中学校・日進北中学校）に隣接する地域で学区見直しを検討することとしました。ただし、受け入れ校である日進北中学校及び日進西中学校の教室数の余裕に限りがあること、また、日進西中学校が現在においても大規模校であり将来的に生徒数が増加する見込みであることから、学区見直しの範囲は必要最小限となるようにし、道路を学区境界とすることが難しい地理的状況であることから、主に字境界や自治会の境界により学区境界を定めることとしました。 竹の山小学校及び香久山小学校区への変更を、今以上に広い範囲で行おうとした場合、隣接地のうち、既存の自治会の単位で学区見直しを行おうとすると、変更する児童数が過剰に増え、受け入れ校を圧迫する可能性があることから、今回は対象に含めることはできませんでした。
⑤	日進中学校は南小学校の生徒も入学されると思いますが、その地区での見直し検討は出来なかった、あるいはなかったのでしょうか。	学区の見直しは、おおむね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、適正規模等検討委員会において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。 今回の学区見直しについては、令和2年度に、人口推計を基に、北小学校及び日進中学校の将来の児童数・教室数を推計した結果に基づくものです。南小学校については、その時点では適正化の必要はないと判断されたため対象とならなかったものです。

3 経過措置について

	質 問	回 答
①	竹の山小学校・日進北中学校への変更について、令和5年度に日進北中学校1年生になる生徒についても、そのまま日進中学校に通えないか。	日進北中学校への変更措置として、新1年生まで経過措置の対象に含めると、日進中学校の教室数が不足し、学区見直しの趣旨が損なわれることから、日進北中学校の経過措置を設けることはできないものと考えております。
②	経過措置の選択は各家庭に任せるとしていますが、少数になった場合の通学に関することは保護者の責任となるのでしょうか。	小学校の通学分団につきましては、学区見直しに伴い新たに分団編成を検討していくこととなりますが、人数が少なく、自宅から集合場所まで距離がある場合、最寄りの分団集合場所まで送迎いただくなど、保護者のご協力をいただきたいと思いますと考えております。
③	令和5年度に北小学校から竹の山小学校に学区変更となる予定の区画に居住する、令和4年度小学校新1年生の児童は現時点の見込で何名程度いるのでしょうか。令和4年度に小学校1年生になる児童が令和4年度から変更後の学校に通学することについて、説明会では対応が難しいとの説明だったが、登校については保護者の協力を得るなど、柔軟な対応が可能ではないか。	学区変更対象地区に居住する令和4年度小学校1年生の児童の人数は、竹の山小学校に変わる児童が30名程度、香久山小学校に変わる児童が10名程度と現時点で想定しております。 令和4年度に小学校1年生になる児童が令和4年度から変更後の学校に通学する場合、令和4年度1年間は、1年生だけの分団登校となります。1年生だけの分団登校を前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に小学校に入学する児童を前倒しで学区変更することはできないと考えております。 環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応する必要がありますので、入学前の就学相談等を通じて教育委員会にご相談いただき、通学先となる学校も含めて対応を検討させていただきます。
④	兄弟で中学校が違ってくるケースも考えられるがその場合はどうするのか。	経過措置の選択は、各家庭の判断によりますので、お子様やご家庭の状況に応じて選択をしてください。

4 児童生徒への影響について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、児童にとってどのようなメリットがあるのか。	<p>今回の学区見直しにより、現在の学校規模よりも、児童数や学級数が適正な規模になることで、児童の学習環境や学校行事の運営、学校施設や教材・備品の整備状況が改善されます。また、教職員が児童の状況を把握しやすくなり、今よりも細やかな指導ができるようになります。</p> <p>今回の学区の見直しは、学校を変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせていると考えております。</p> <p>また、小学校への通学の負担が軽減されます。なお、石兼・新ラ田地区からは、過去に香久山小学校や竹の山小学校に学区を変更してほしいという要望が出ていることから、潜在的に香久山小学校や竹の山小学校への通学を期待される地域と認識しており、将来の児童にとってもメリットになると考えております。</p>
②	4年生以下の子どもは、学校も放課後も強制的に変わらなければならない。 学区変更対象の児童生徒が新しい学区に早くなじめるように、春休み等にオリエンテーションを開催して欲しい。	<p>今回の学区検討部会における検討で、経過措置の対象とならない4年生以下の児童については、最低でも3年間は変更後の小学校で過ごすことができ、新しい学校になじむための時間を確保できると考え、同じ学校で3年間は過ごせることを担保する案としました。</p> <p>今回の学区見直しの結果、学校を変わることになってしまう児童の皆様には、変更後の小学校とも相談して新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に変更先の学校の見学会、交流会を設けるなど、ご提案を含む対応について、実施できるよう検討してまいります。</p>
③	特別な配慮が必要な児童は、環境の変化に容易に対応できないが、どのような対応を考えているのか。	学区の見直しの有無にかかわらず、環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応しておりますので、就学相談等を通じて教育委員会にご相談いただき、通学先となる学校も含めて対応を検討させていただきます。
④	転校に当たり、指定用品の購入はどうすればよいのか。 中学校が変わると、制服、ジャージ、ウィンドブレーカー、体操服などを兄弟姉妹で使いまわしができない。	<p>お持ちの用品をそのまま変更後の学校でも使用できるように配慮します。</p> <p>学区変更に当たり、新しい学校の用品を改めて購入するという点については、恐縮ですが、保護者のご負担をお願いします。</p>
⑤	2年生で香久山小学校または竹の山小学校へ変更となる場合は、入学時に変更後の学校の用品を購入し、北小学校で使用できるようにしてほしい。	令和4年度新入学のお子さんについては、1年生時点から香久山小学校または竹の山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整してまいります。

5 地域コミュニティへの影響について

	質 問	回 答
①	<p>今回の学区見直しにより、神明北子ども会（新ラ田北、新ラ田南、神明）の学区が分かれてしまう。</p> <p>学区変更地域は、岩崎町だけれども、香久山小学校の子ども会になるのか、学区のみ変更して、子ども会はそのままするかになるかと思う。</p> <p>子ども会で学区が分かれられないような対応はできないのか。</p>	<p>今回の案を作成するにあたっては、適正規模等検討委員会から依頼を受けて、学区検討部会を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。日進北中学校の利用可能教室数（キャパシティ）や新ラ田北側の道路を学区境界とすることが難しい地理的状况を考えると、学区境界は主に字境界や自治会境界を基準にと考えています。また、通学の安全性を考慮して、市道岩崎香久山線の南北で学区変更先を分けています。</p> <p>地域コミュニティについては、行政区、自治会、町内会、子ども会などさまざまなまとまりがあり、それらが共通していないため、すべての地域コミュニティのまとまりを考慮した学区境界を定めることはできません。</p> <p>子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならないものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。</p> <p>なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営に生じる影響に対して、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。</p>
②	現在、岩崎区のコミュニティの中で地域の行事に参加しているが、学区が変更されたらどうなるのか？	学区の変更が行われたとしても、行政区自体が変更されるものではありません。地域住民の行事への参加については、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。

6 その他

	質 問	回 答
①	今回の学区変更に伴って、住所名の変更はありますか？	学区の変更は、町名地番の変更ではありませんので、学区の変更により、住所名の変更を行うことはいたしません。
②	学区が変わると学童も変わらなければならないのか。また、北小学校で学童を利用していた場合、変更後の学区でも入所できるのか。	<p>担当の子育て支援課に確認したところによると、公設の放課後児童クラブや放課後子ども教室については、学区が変わる場合、児童の下校や送迎の都合もありますので、学区に合わせて変更することが原則となっています。</p> <p>公設の児童クラブへの受け入れについては、保護者の方の就労状況や子どもの学年等により優先順位が決められていますので、優先順位の高いご家庭の児童から受け入れられます。優先順位は、学区の変更とは関係ありませんので、学区を変わった児童が入りにくいということはありません。ただし、学区ごと・年度ごとに状況が変わりますので、現時点でははっきりしたことはわかりません。</p> <p>公設の子ども教室については、現在のところ受け入れ人数の制限はありません。</p> <p>民間の学童保育所につきましては受け入れ学区は各々で定められていると聞いていますので、教育委員会としましては、できる限り受け入れをしていただけるよう、学区の見直し状況の進展に合わせて、早めに各学童保育所に対して周知を行っていきます。</p>
③	学区見直し案のとおり変更が行われた場合、子ども会が半分に分断されるため、同じ人が役員をやらないといけない可能性が高まるのではないのか。	<p>P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりまして、一概には言えませんが、学区の変更にあたり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。</p> <p>P T Aについては、学区変更にあたり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。</p>
④	学区見直しにより日進北中学校の生徒数が増えますが、部活数を増やす計画などはあるのか。このままの部活数だと、人数だけがが増えて大会に出れる機会も少なくなると思うと、子どもたちのやる気、モチベーションが下がってしまうのではないのか。	学区見直しに関わらず、部活動については、各学校で判断して実施しております。現在、部活動は教員多忙化の問題も踏まえ、活動内容を見直ししているところです。部活動を増やすということについては、その流れの中で各学校が判断することとなります。

北小学校区・日進中学校区学区から香久山小学校区・日進西中学校区への見直しに寄せられたご意見及びご質問に対する教育委員会の見解

7月20日及び24日に開催した北小学校区・日進中学校区学区見直し説明・意見交換会を行い、関係者の皆さまから以下のとおりご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見を受けて、見直し案について再度検討させていただきましたが、その基本的な考え方は以下のとおりです。

- 学区見直しの変更対象地区、変更時期についての変更はありません。
- 経過措置については、ご意見を受けて別紙1のとおり変更します。
- 令和4年新1年生の変更時期の前倒し（入学時点から香久山小学校に変更）は実施しません。
学用品については、令和4年度入学の時点から香久山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整します。
- 環境適応が困難など特別な配慮が必要な児童については、個別に相談に応じます。

個々のご意見・ご質問に対する回答については、下記の各項目をご覧ください。

1 学区見直しの決定過程や周知について

	質 問	回 答
①	学区の変更は確定なのか。 学区検討部会はどのようなメンバー構成で話し合いをされ、どのように関係者の意見を聴いているのか。 学区見直し地域の保護者に対して、アンケートや、意見の聞き取りが行われておらず、今回のお知らせで知った保護者が多いと思う。	今回の案を作成するにあたっては、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）から依頼を受けて、令和2年度に日進市学区検討部会（以下「学区検討部会」という。）を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。 こうした学区検討部会での検討結果を受け、適正規模等検討委員会から学区見直しに関する提言がなされたことにより、教育委員会としての方針を立てたところであります。これまでに、関係者の皆様に学区見直しの内容についてお知らせをし、7月に説明・意見交換会を開催して、見直し案に対するご意見を伺ってきました。今後、皆さまの意見を踏まえて最終的な学区見直し案を決定してまいります。
②	学区変更対象者以外の方や、地域への周知はどのようにしていくつもりなのか。	北小学校区の変更対象者以外の方への周知に関しましては、現在行っております意見交換会等により対象地域の方からご意見を伺った後、北小学校を通じて、児童及び保護者全体にお知らせする予定です。また、北小学校区内の岩崎区、本郷区、岩藤区に対して同様にお知らせをさせていただきます。
③	学区見直しはいつどのように決まるのか。	現在行っております意見交換会等により当事者の方からご意見を伺い、引き続き北小学校全体へのお知らせを経て、教育委員会としての学区見直しの最終案を12月までに決定し、その後、令和4年4月からの意向調査に向けた準備に着手してまいります。

2 学区見直し対象地区について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、何人が異動になり、本当に教室不足が解消されるのか、資料の提示をお願いしたい。 学区見直し対象地区になっている令和5年度時点で想定される児童生徒（小学1年から中学1年）の対象人数を各学校（北中、西中、竹の山小、香久山小）で各学年ごとに教えて欲しい。	今回の学区見直しにおいては、学区検討部会において推計を基に、学区見直し対象となる範囲を特定し、教室数不足への懸念は解消されると判断しました。最新の推計からも学区見直しによる効果は期待できると考えています。 なお、北小学校、香久山小学校、竹の山小学校、日進中学校、日進西中学校、日進北中学校の児童生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）北小学校、日進中学校」を参照してください。
②	香久山小学校の教室が足りないなど、受け入れ状況は大丈夫なのか。香久山小学校に学区が変更になり、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないか。	現状や推計の結果からも、香久山小学校の教室数には余裕があること、また、香久山小学校区の児童数が減少傾向にあることから、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないかと予想しております。また、教員の配置、教材や備品等の整備については児童数に応じて対応いたします。 なお、香久山小学校の児童数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）香久山小学校」を参照してください。

	質 問	回 答
③	日進西中学校の適正規模や教室数については大丈夫なのか。	<p>日進西中学校区は、西小学校区、赤池小学校区、香久山小学校区のうち香久山一丁目から五丁目までの地区で成り立っています。その中には、香久山西部土地区画整理地や赤池箕ノ手土地区画整理地が含まれており、長期的に見ると中学校区全体としては、緩やかに増加していくことが予想されます。</p> <p>しかし、日進西中学校は利用可能教室数が多いため、日進中学校区の一部の地区が日進西中学校区に変更されて、生徒数が増加しても対応できると考えております。</p> <p>なお、日進西中学校の生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）日進西中学校」を参照してください。</p>
④	人口増加の傾向が見られるとのことだが、日進西中学校の地域が今後増えた場合、また変更があるのか。今回香久山小学校・日進西中学校に通うこととなったにもかかわらず、数年後に再度変更ということはないか。	<p>学区の見直しは、おおむね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、適正規模等検討委員会において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。</p> <p>今回の北小学校・日進中学校の学区見直しについては、令和2年度に人口推計を基に、北小学校・日進中学校の将来の児童生徒数・教室数を推計した結果に基づき実施しております。日進西中学校区は、長期的に見ると中学校区全体としては、緩やかに増加していくことが予想されますが、利用可能教室数が多いため、生徒数が増加しても対応できると考えております。</p> <p>なお、日進西中学校の生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）日進西中学校」を参照してください。</p>
⑤	市町村によっては学校選択制を取っている地域があり、今回のような学区の見直しに当たり、学校選択制を導入すれば、親子の負担が少なくなるのではないか。	<p>日進市では、全学校の教室数の状況に比較的余裕がない学校が多いため、学校選択制を取ることで学校規模を圧迫する可能性があるため、実施はそぐわないと考えています。また、学校選択制を導入すると、通学分団や地域コミュニティのまとまりが損なわれるという側面もあり、現状として採用する考えはありません。</p>
⑥	学区変更エリア2の新ラ田地区の学区境界が児童生徒の生活圏に即していないので、学区境界は住民の意見を良く聞いたうえで決めて欲しい。また新ラ田地区からの最寄りの中学校は日進中学校で、日進中学校の学区であるケカチ、南口、高上地区を通らないと日進西中学校へは通学できません。そのため日進西中学校に通うことは整合性が取れないと思う。	<p>通学路に関しましては、学区検討部会の中でも議論を重ね、想定される通学路の安全性について考慮した上で、学区見直しの対象となる範囲を決定しております。具体的にどの経路を通るかにつきましては、学校と保護者と協議しながら決めていくことになります。</p> <p>なお、通学距離につきましては、適正規模及び適正配置に関する基本方針により、適正な距離の範囲内であると判断しており、距離の遠い近いで通学する学校を定めるものではないと考えております。</p> <p>また、市道以南の石兼・新ラ田地区については今後も人口が増える見込みがあるものの、令和5年度時点では、香久山小学校・日進西中学校に学区が変わる生徒の人数が少なく、日進中学校の規模への影響も低いと考えられることから、経過措置として、令和5年度に小学校新5年生及び新6年生になる児童が香久山小学校ではなく北小学校を選択した場合、小学校卒業後は、日進西中学校ではなく日進中学校を選択できるよう、また、令和5年度に中学校新1年生になる生徒も、日進西中学校ではなく日進中学校を選択することができるように検討してまいります。</p>

	質 問	回 答
⑦	<p>見直し案の緑のエリア（学区変更エリア2）の児童は非常に少なく、学年毎にすると数人ずつしかない学年もあると思う。</p> <p>子どもにとって大切な多感な時期に、すでに子ども同士のコミュニティができて香久山小学校に数人で転校していく事は本当に不安である。</p> <p>石兼(市道以南)は竹の山小学校に変更し、新ラ田は北小学校に残る案であれば、大人数で北小学校から竹の山小学校に変わることができ、中学も小学校の友達と別れることなく行くことができる。不安に感じる子どもたちを最小限に抑えることができるのではないか。中学も小学校の友達と別れる事なく行く事ができます。</p> <p>学区検討部会での検討過程で「石兼の市道以南の地区の竹の山小学校への安全な通学路の設定は困難であると判断した。」とあるが、本当に安全な道はないのか？今まで何年間も、市道を渡って竹の山小学校よりも遠い北小学校へ安全に通っている。地域の保護者も含めて、竹の山小学校への通学路を再検討もらえないか。</p>	<p>新たに学区を見直す場合には、想定される通学路については、危険とされる道路を横断することなく通学できる道を選択することが望ましいと考えております。</p> <p>従って、通学路に関しましては、学区検討部会の中でも議論を重ね、想定される通学路の安全性について考慮した上で、学区見直しの対象となる範囲を決定しております。</p> <p>また、石兼・新ラ田地区からは、過去に香久山小学校や竹の山小学校に学区を変更してほしいという要望が出ていることも踏まえ、潜在的に香久山小学校や竹の山小学校への通学を期待される地域と認識しております。今回、竹の山小学校及び日進北中学校の規模に与える影響も考慮した上で、市道以南の石兼・新ラ田地区を香久山小学校区に変更する案を最終案とすることが適切であると判断しました。</p> <p>また、学区変更エリア2については今後も人口が増える見込みがあるものの、令和5年度時点では、香久山小学校・日進西中学校に学区が変わる生徒の人数が少なく、日進中学校の規模への影響も低いと考えられることから、経過措置として、令和5年度に小学校新5年生及び新6年生になる児童が香久山小学校ではなく北小学校を選択した場合、小学校卒業後は、日進西中学校にではなく日進中学校を選択できるよう、また、令和5年度に中学校新1年生になる生徒も、日進西中学校ではなく日進中学校を選択することができるように検討してまいります。</p>
⑧	<p>学区見直し案ですと、緑の地区（学区変更エリア2）は、小学校で1回別れを経験し、中学校へ進学する時も、日進北中学校へ行く子と別れなければなりません。小さな子どもに短期間に2回も別れを経験させるのは酷ではないでしょうか。</p> <p>また、日進西中学校へは通学距離が長過ぎて、部活などで遅くなった時、暗い夜道を中学生に歩かせるのは非常に危険で心配です。</p>	<p>今回の学区見直しは、令和5年度以降に、北小学校・日進中学校の児童生徒数が学校の受け入れ規模を圧迫し、利用可能教室数一杯になることを回避するため、また、児童生徒がより良い学習環境で学校生活を送ることができるようにするため実施するものです。</p> <p>なるべく落ち着いた環境で学校に通わせてあげたいという保護者の皆様の親心はよくわかりますが、今回の学区の見直しは、学校規模を適正にすることで、学校が変わる児童生徒にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせておりますので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>学区が変わる児童への配慮については、学区変更後にクラスで少数にならないようになり、学区変更前に香久山小学校の見学会、交流会を設けるなど、学校と相談して対応を検討してまいります。</p> <p>夜道が暗いという点につきましては、日進市全体で共通した対応をしている事柄として認識しており、日没前に帰宅できる下校時間を設定するなどの対応しております。なお、通学距離につきましては、適正規模及び適正配置に関する基本方針により、適正な距離の範囲内であると判断しており、距離の近い遠いで通学する学校を決めるものではないと考えております。</p>
⑨	<p>北高上など他の地区が学区変更対象とならないのはなぜか。</p>	<p>北小学校・日進中学校の学区見直しに際しましては、次のような検討を行いました。</p> <p>将来の児童生徒数・学級数の推計から北小学校・日進中学校の教室数が将来的に不足する見込みであることから、教室数に余裕のある竹の山小学校（日進北中学校）及び香久山小学校（日進西中学校・日進北中学校）に隣接する地域で学区見直しを検討することとしました。ただし、受け入れ校である日進北中学校及び日進西中学校の教室数の余裕に限りがあること、また、日進西中学校が現在においても大規模校であり将来的に生徒数が増加する見込みであることから、学区見直しの範囲は必要最小限となるようにし、道路を学区境界とすることが難しい地理的状况であることから、主に字境界や自治会の境界により学区境界を定めることとしました。</p> <p>竹の山小学校及び香久山小学校区への変更を、今以上に広い範囲で行おうとした場合、隣接地のうち、既存の自治会の単位で学区見直しを行おうとすると、変更する児童数が過剰に増え、受け入れ校を圧迫する可能性があることから、今回は対象に含めることはできませんでした。</p>

	質 問	回 答
⑩	日進中学校は南小学校の生徒も入学されると思いますが、その地区での見直し検討は出来なかった、あるいはなかったのでしょうか。	学区の見直しは、おおむね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、適正規模等検討委員会において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。 今回の学区見直しについては、令和2年度に、人口推計を基に、北小学校及び日進中学校の将来の児童数・教室数を推計した結果に基づくものです。南小学校については、その時点では適正化の必要はないと判断されたため対象とならなかったものです。

3 経過措置について

	質 問	回 答
①	香久山小学校・日進西中学校への見直しについて、経過措置が小学校5・6年生の卒業まで取られているが、北小学校を卒業しても、中学が転校生状態になるため、小学校5年生から中学校1年生までの間のどこかで、香久山小学校または日進西中学校に転校しなければならない。日進西中学校に通う生徒が少ないこと、大規模校への転校となること、日進西中学校への通学距離が長いことから、子どもへの負担が大きい。	市道以南の石兼・新ラ田地区（学区変更エリア2）については、今後も人口が増える見込みがあるものの、令和5年度時点では、香久山小学校・日進西中学校に学区が変わる生徒の人数が少なく、日進中学校の規模への影響も低いと考えられることから、経過措置として、令和5年度に小学校新5年生及び新6年生になる児童が香久山小学校ではなく北小学校を選択した場合、小学校卒業後は、日進西中学校ではなく日進中学校を選択できるよう、また、令和5年度に中学校新1年生になる生徒も、日進西中学校ではなく日進中学校を選択することができるように検討してまいります。
②	経過措置の選択は各家庭に任せるとしていますが、少数になった場合の通学に関することは保護者の責任となるのでしょうか。	小学校の通学分団につきましては、学区見直しに伴い新たに分団編成を検討していくこととなりますが、人数が少なく、自宅から集合場所まで距離がある場合、最寄りの分団集合場所まで送迎いただくなど、保護者のご協力をいただきたいと考えております。
③	兄弟で中学校が違ってくるケースも考えられるがその場合はどうするのか。	経過措置の選択は、各家庭の判断によりますので、お子様やご家庭の状況に応じて選択をしてください。

4 児童生徒への影響について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、児童にとってどのようなメリットがあるのか。	今回の学区見直しにより、現在の学校規模よりも、児童数や学級数が適正な規模になることで、児童の学習環境や学校行事の運営、学校施設や教材・備品の整備状況が改善されます。また、教職員が児童の状況を把握しやすくなり、今よりも細やかな指導ができるようになります。 今回の学区の見直しは、学校を変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせていると考えております。 また、小学校への通学の負担が軽減されます。なお、石兼・新ラ田地区からは、過去に香久山小学校や竹の山小学校に学区を変更してほしいという要望が出ていることから、潜在的に香久山小学校や竹の山小学校への通学を期待される地域と認識しており、将来の児童にとってもメリットになると考えております。
②	4年生以下の子どもは、学校も放課後も強制的に変わらなければならない。 学区変更対象の児童生徒が新しい学区に早くなじめるように、春休み等にオリエンテーションを開催して欲しい。	今回の学区検討部会における検討で、経過措置の対象とならない4年生以下の児童については、最低でも3年間は変更後の小学校で過ごすことができ、新しい学校になじむための時間を確保できると考え、同じ学校で3年間は過ごせることを担保する案としました。 今回の学区見直しの結果、学校を変わることになってしまう児童の皆様には、変更後の小学校とも相談して新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に変更先の学校の見学会、交流会を設けるなど、ご提案を含む対応について、実施できるよう検討してまいります。
③	転校に当たり、指定用品の購入はどうすればいいのか。 中学校が変わると、制服、ジャージ、ウインドブレーカー、体操服などを兄弟姉妹で使いまわしができない。	お持ちの用品をそのまま変更後の学校でも使用できるように配慮します。 学区変更に当たり、新しい学校の用品を改めて購入するという点については、恐縮ですが、保護者のご負担をお願いします。
④	2年生で香久山小学校または竹の山小学校へ変更となる場合は、入学時に変更後の学校の用品を購入し、北小学校で使用できるようにしてほしい。	令和4年度新入学のお子さんについては、1年生時点から香久山小学校または竹の山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整してまいります。

5 地域コミュニティへの影響について

	質 問	回 答
①	<p>今回の学区見直しにより、神明北子ども会（新ラ田北、新ラ田南、神明）の学区が分かれてしまう。</p> <p>学区変更地域は、岩崎町だけでも、香久山小学校の子ども会になるのか、学区のみ変更して、子ども会はそのままするかになるかと思う。</p> <p>子ども会で学区が分かれられないような対応はできないのか。</p>	<p>今回の案を作成するにあたっては、適正規模等検討委員会から依頼を受けて、学区検討部会を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。日進北中学校の利用可能教室数（キャパシティ）や新ラ田北側の道路を学区境界とすることが難しい地理的状況を考えると、学区境界は主に字境界や自治会境界を基準にと考えています。また、通学の安全性を考慮して、市道岩崎香久山線の南北で学区変更先を分けています。</p> <p>地域コミュニティについては、行政区、自治会、町内会、子ども会などさまざまなまとまりがあり、それらが共通していないため、すべての地域コミュニティのまとまりを考慮した学区境界を定めることはできません。</p> <p>子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならぬものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。</p> <p>なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営に生じる影響に対して、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。</p>
②	<p>現在、岩崎区のコミュニティの中で地域の行事に参加しているが、学区が変更されたらどうなるのか？</p>	<p>学区の変更が行われたとしても、行政区自体が変更されるものではありません。地域住民の行事への参加については、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。</p>
③	<p>香久山小学校区には子ども会がないが、新ラ田南の子ども会はどうなるのか。いろいろな行事を楽しみにしていた子がいるので、可哀想だ。</p>	<p>学区の変更が行われたとしても、地域の行事への参加については、岩崎区と協力してご参加いただけるものと考えております。</p> <p>また、現在、香久山小学校区には日進市子ども会連絡協議会に所属している団体はありませんが、香久山小学校区は家庭教育推進委員会の活動が活発な地域であり、盆踊り大会やふるさとまつり、ウォークラリーなど楽しい行事があります。</p>

6 その他

	質 問	回 答
①	<p>今回の学区変更に伴って、住所名の変更はありますか？</p>	<p>学区の変更は、町名地番の変更ではありませんので、学区の変更により、住所名の変更を行うことはいたしません。</p>
②	<p>学区が変わると学童も変わらなければならないのか。また、北小学校で学童を利用していた場合、変更後の学区でも入所できるのか。</p>	<p>担当の子育て支援課に確認したところによると、公設の放課後児童クラブや放課後子ども教室については、学区が変わる場合、児童の下校や送迎の都合もありますので、学区に合わせて変更することが原則となっています。</p> <p>公設の児童クラブへの受け入れについては、保護者の方の就労状況や子どもの学年等により優先順位が決められていますので、優先順位の高いご家庭の児童から受け入れられます。優先順位は、学区の変更とは関係ありませんので、学区を変わった児童が入りにくいということはありません。ただし、学区ごと・年度ごとに状況が変わりますので、現時点でははっきりしたことはわかりません。</p> <p>公設の子ども教室については、現在のところ受け入れ人数の制限はありません。</p> <p>民間の学童保育所につきましては受け入れ学区は各々で定められていると聞いていますので、教育委員会としましては、できる限り受け入れをしていただけるよう、学区の見直し状況の進展に合わせて、早めに各学童保育所に対して周知を行っていきます。</p>
③	<p>学区見直し案のとおり変更が行われた場合、子ども会が十分に分断されるため、同じ人が役員をやらないといけない可能性が高まるのではないのか。</p>	<p>P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更にあたり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。</p> <p>P T Aについては、学区変更にあたり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。</p>

	質 問	回 答
④	<p>日進西中学校に学区が変更されると、通学距離が遠くなることから、現在は禁止されている自転車通学を検討してほしい。</p>	<p>自転車通学を認めるかについては、各学校により決めており、今後は学校とも相談して検討します。最近では、通学時の安全面の考慮から日進中学校が全区域で徒歩通学としたところ、交通事故が大きく減少したということがございますので、自転車通学の許可については、登下校の安全面を考慮した上で検討すべきと考えております。</p>

北小学校区・日進中学校区学区から香久山小学校区・日進西中学校区への見直しに係る経過措置の変更について

現行案

[小学校]

- ・令和 5 年度に小学校新 5・6 年生となる児童は、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。
- ・新 5・6 年生の兄弟が北小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟と同じ期間、北小学校に通学することができる。

[中学校]

- ・令和 5 年度に中学校新 2・3 年生となる生徒は、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。



変更案

[小学校]

- ・令和 5 年度に小学校新 5・6 年生となる児童は、学区外就学申請により、中学校卒業まで北小学校・日進中学校に通学することができる。
- ・新 5・6 年生の兄弟が北小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟が北小学校を卒業するまでの期間、北小学校に通学することができる。

[中学校]

- ・令和 5 年度に中学校に在籍する生徒は、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

※小学校の経過措置について、新 5・6 年生の弟妹の経過措置の期限は兄弟が小学校を卒業するまでとします。兄・姉が中学校に進学する時点で、その弟妹は変更後の香久山小学校に通学します。

※令和 5 年度に中学校に入学する生徒の弟妹については、経過措置の対象外となります。

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について

令和3年5月27日（木）、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の学力調査及び児童生徒の学習意欲や生活習慣等についての質問紙による調査が行われました。文部科学省より公表された結果に基づき、日進市全体の結果（概要）について報告するとともに、今後の教育活動に生かしていきたいと考えております。

なお、この調査は学力の特定の一部を測るものであり、学力のすべてを測るものではありません。

1 小学校6年生

国語、算数ともに、全国・愛知県の平均正答率より、やや高いという結果でした。

国語

【優れている点】

- ◎「目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約する」
- ◎「自分の主張が明確に伝わるように、文章全体の構成や展開を考える」

このような「思考力・判断力・表現力等」に関わる「読むこと」「書くこと」の問題が優れています。また、記述式の問題の正答率も高く、無答率は全国・愛知県より低いという結果でした。

【課題となる点】

- 「学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う」
- 「文の中における主語と述語の関係を捉える」

「既習の漢字を適切に使って文章を書くこと」や「言葉の特徴や使い方に関する事項」についての学習を積み重ねていきます。

算数

【優れている点】

- ◎「二等辺三角形を組み合わせた平行四辺形の面積の求め方と答えを書く」
- ◎「5年生と6年生の読みたい本と、多くの5年生と6年生に読まれている本を調べるために、適切なデータを選ぶ」

このような「図形」や「データの活用」の領域における「思考・判断・表現」に関わる問題が優れていました。

【課題となる点】

- 「直角三角形の面積を求める式と答えを書く」
- 「8人に4Lのジュースを等しく分けるときの一入分のジュースの量を求める式と答えを書く」

「数と計算」「図形」領域における「知識・技能」に関する内容に課題が見られました。

今後も引き続き、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「知識・技能」の定着を図りながら、「思考力・判断力・表現力等」をさらに伸ばせるよう指導していきます。

質問紙

一昨年度同様、規則正しい生活をしている割合が非常に高く、そのような児童は、規範意識、学習意欲、自己肯定感も高い傾向が出ています。

中でも特徴的であったのは、「普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか」です。「4時間以上」と答えた児童と「1時間より少ない」と答えた児童の「平均正答率」の差は、国語で「15.1」、算数で「13.5」でした。

時間が増えるごとに正答率が下がっていく傾向が顕著に見られました。

2 中学校3年生

国語、数学ともに、全国・愛知県の平均正答率より、やや高いという結果でした。

国語

【優れている点】

- ◎ 「意見文の下書きの構成の工夫について、自分の考えを書く」
- ◎ 「登場人物の言動の意味を考え、内容を理解する」

このような「書く能力」「読む能力」に関わる「書くこと」「読むこと」の問題が優れています。また、記述式の問題の正答率も高く、無答率は全国・愛知県より低いという結果でした。

【課題となる点】

- 「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつ」

愛知県の平均正答率は上回っていますが、市全体として正答率は低い内容でした。「自分の考えをもつ」ことは、令和3年度より進めている新学習指導要領においても大切な力であると考えます。このような学力を伸ばせるような教育活動を進めていきたいと思えます。

数学

【優れている点】

- ◎ 「四角で4つの数を囲むとき、4つの数の和はいつでも4の倍数になることの説明を完成する」
- ◎ 「錯角が等しくなるための、2直線の位置関係を理解している」

このように「図形」の領域では、「数学的な見方・考え方」や「知識・理解」に関わる問題が優れています。

【課題となる点】

- 「与えられた表やグラフを用いて、2分をはかるために必要な砂の重さを求める方法を説明する」

「関数」の領域では「数学的な見方・考え方」に関わる内容に課題が見られました。

令和3年度より、新学習指導要領に沿って学習を進めています。そこに示されている3つの資質・能力「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を進めていきます。

質問紙

一昨年度同様、規則正しい生活をしている割合が非常に高く、そのような生徒は、規範意識、学習意欲、自己肯定感も高い傾向が出ています。

中でも特徴的であったのは、「普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか」です。

「4時間以上」と答えた生徒と「1時間より少ない」と答えた生徒の「平均正答率」の差は、国語で「10.9」、数学で「16.8」でした。

時間が増えるごとに正答率が下がっていく傾向が顕著に見られました。

令和3年第3回日進市議会定例会
一般質問・答弁内容(教育委員会関係分)について

① 川嶋恵美議員 (個人質問)

○学校現場での「生理の貧困」について考える【学校教育課】

② 山田久美議員 (個人質問)

○小学校の教科担任制について問う。【学校教育課】

③ ごとうみき議員 (個人質問)

○コロナ禍での子どもの教育、権利を大切に【学校教育課・教育総務課】

④ 大川博議員 (個人質問)

○前進する日進市の教育について【学校教育課・教育総務課・図書館】

⑤ 坂林たくみ議員 (個人質問)

○新型コロナウイルス感染拡大防止を【学校教育課】

① 川嶋恵美議員（個人質問）

○学校現場での「生理の貧困」について考える【学校教育課】

●生理のこと、性教育は現在どのように行われているか。

- ・性に関する指導については、小学校4年生体育科の「育ちゆくからだわたし」や、中学校1年生保健体育科の「心身の発達と心の健康」などの単元で行っており、「思春期に大人の体に近づき、体つきが変わっていくこと」を学習している。
- ・学級活動の時間などに、養護教諭が性に関する話をしており、これらの授業の中で、命やからだの大切さを伝えている。

●幼児期や小学校低学年への指導、教育はなされているのか。

- ・公立保育園では、園や組全体での指導は行っていないが、保育を行う中で、個別に必要な指導を行っている。
- ・小学校では、学級活動の中で全学年において「性に関する指導」を行うこととされている。その中で1、2年生では、体の仕組みや働きについて知り、その大切さを理解するために、体の器官や性器についての正しい知識を身に付けたり、働きを聞いたりしながら、性器を大切にすることなどについて養護教諭などが指導をしている。
- ・赤ちゃんが母親のお腹の中でどのように育ち、どのように誕生するのかについての話を聞き、生命の大切さについての指導もしている。

●性教育を専門の外部組織やボランティアを活用してはどうか。

- ・性に関する指導については、学習指導要領に位置付けられており、学習指導要領に基づき各学校で授業を行っていることから、外部の専門家やボランティアを活用してまでの授業を行うことは、現在のところ考えていない。
- ・PTAによる講演会等であれば、各学校の判断により実施することは可能と考えられるため、研修方法の一つとして各学校に伝えていく。

●各学校一カ所のトイレに生理用品を配備してはどうか。

- ・生理用品については、現在、各学校の保健室に備えており、必要とする児童生徒には、その都度渡しているが、中には教員に申し出ることができない児童生徒もいると思われる。そういった児童生徒の気持ちに配慮するためにも、各学校1か所程度のトイレに配備ができないか、学校と調整していく。

② 山田久美議員（個人質問）

○小学校の教科担任制について問う。【学校教育課】

●本市では小学校の教科担任制を早くから行っているが、教科専門の先生が行っているのか。

- ・小学校では、各学校の状況に応じて、書写、音楽、図画工作、外国語などの教科において、教科担任が授業を行っている。
- ・そのうち外国語については、「小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の英語力に関する要件」があり、その中で「中学校又は高等学校英語の免許状を有する者」とあるので、その免許状を有する教員が愛知県から加配措置されている学校は、いわゆる専門の教員が担当している。
- ・そのほかの教科については、担当している教員は、当該教科の中学校免許状を所有する専門の教員ではない。
- ・小学校の教員は、全教科を指導することができるため、各学校の状況に応じて、当該教科を担当する教員を決めて授業を行っている。

●愛知県から加配措置をされている学校は、どこの小学校に何人いるのか。また、専科教員の方は外国語だけなのか。

- ・愛知県の加配措置により非常勤講師が2名、常勤講師が1名配置されている。非常勤講師1名は西小学校と赤池小学校を、もう1名は香久山小学校を受け持っている。常勤講師は、南小学校と北小学校を受け持っている。
- ・外国語以外の教科については、当該教科の中学校免許状を所有している教員とは限らないため、担任以外の教員が音楽、図画工作、書写などの授業を専科教員として行っている。

●県からは来年度から各小学校への専科教員を配置してもらえるのか。また、近隣市町の状況はどのようなか。

- ・専科教員の加配については、まだ愛知県から示されていないので、今後の動向を注視していく。
- ・近隣市町についても本市と同じ状況である。

●「痩せと肥満児が増えてきている。」と、新聞に書かれていた。来年度からの教科担任制の授業に体育の授業も加わるという事だが、成長過程の児童に対して、今までの授業とは別に指導をしていくのか。

- ・来年度から、体育が教科担任制の教科に加えられるということは聞いているが、教育課

程に沿った授業を行うことに変更はないと考えており、これまでの授業とは別に指導を行うことはないものと考えている。

- ・ 体育が教科担任制の教科に加えられ、中学校の体育免許状の所有者が教えるということになれば、より教科指導の専門性を発揮した授業になることは考えられる。
- ・ 現時点では、詳しい制度が示されていないので、国の動向を注視していく。

● **小学校の高学年になると自分の体形が気になる年頃に特になってくる。まずは家庭での食生活や生活習慣が重要だが、嫌いな物は家庭では食べないけれども学校では食べている子もいると聞く。偏食は成長過程の子ども達の成長を妨げる原因にもなる。また、運動不足により、肥満になり、体型を気にし過ぎてダイエットをすると体力も低下していく。また、女子児童では生理が始まっている子もいるので性教育の観点からも保健体育は大変重要だと思うが、そのことについてはいかがか。**

- ・ 小学校では、学級活動の中で全学年において「望ましい食生活の形成」について指導することとされているので、「栄養バランスの取れた規則正しい食事に心がける」という内容などを栄養教諭などが関わって指導をしている。また、5年生、6年生で行われる家庭科でも栄養バランスを考えた献立を作るなどの学習を通して、望ましい食生活について指導をしている。
- ・ 「性に関する指導」についても、学級活動の中で全学年において行うこととされおり、「発達に伴う体の変化に対して正しく理解する」という内容について指導している。また、小学校4年生体育科の「育ちゆくからだわたし」などの単元で、「思春期に大人の体に近づき、体つきが変わっていくこと」を学習する。これらの学習には、養護教諭が関わって行うこともある。

③ ごとうみき議員（個人質問）

○コロナ禍での子どもの教育、権利を大切に【学校教育課・教育総務課】

●コロナ禍の中、子どもたちは体を動かす機会が減っている。市としてできることはないか。

- ・各学校では、文部科学省の通知により「感染リスクの高い学習内容」とされている「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、感染状況に応じて慎重に実施の検討をしなければならないため、どうしても制限される部分は生じている。
- ・その中でも、体育の授業や運動会などの学校行事では、感染リスクの低い内容を選択して実施したり、感染防止対策をしっかりと行いながら実施したりすることで、少しでも児童生徒の体を動かす機会を作るようにしている。
- ・今後も、各学校で円滑に教育活動が行えるよう、市としても支援していく。

●修学旅行や野外活動のキャンセル料について、昨年同様、全対象校に支援してほしい。支援をするのであれば、それを早く周知してほしい。

- ・学校での教育活動に必要な支援は行っていく。
- ・内容については、その都度学校に伝えている。

●小学校の水泳が2年間中止になったことにより「泳ぎ方を知らない」という子ども、不安を感じる保護者もいる。教育委員会として水泳授業をどのように位置づけているか。

- ・水泳運動については、学習指導要領に位置付けられており、実施していくべきものと考えている。また、水泳は、単に泳ぎを学ぶだけではなく、水中での安全確保や水難事故防止の観点からも重要な学習と捉えている。
- ・一方で、水泳の授業は、複数のクラスが合同で授業を実施することが多く、児童生徒が同時にプールや更衣室を使用することで、児童生徒の密集・密接する場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要がある。
- ・これらのことを総合的に勘案して、コロナウイルスの感染が懸念される中、児童の健康と安全を第一に考えて、小学校は2年連続での中止とする苦渋の決断をした。
- ・プールで泳ぐことだけが水泳指導ではないことから、教室で水泳の理論を学んだり、泳ぎ方をイメージしたりする取組みを行ってきたため、来年以降の水泳の授業につながるものと考えている。

●今年度、香久山小学校は水泳授業が実施されている。各学年、何時間分実施され、どのようであったか。また、「感染の不安」などから水泳授業を見送る児童へはどのような配慮、対応がなされたか。

- ・香久山小学校では、5、6年生が6時間、4年生以下が4時間の水泳の実技指導を行った。
- ・委託先の事業者は、指導にあたる指導員を予定よりも多く配置してもらえたことで、児童一人ひとりの運動量を十分に確保することができたことや、指導内容だけではなく安全面にも配慮され、充実したものとなったと聞いている。
- ・感染の不安から実技指導を受けなかった児童については、見学スペースから授業の様子を見学し、動作のポイントなど気づいたことをプリントに書くなどの課題が出され、実技指導の様子や他の児童の泳ぎを熱心に見て学習した。

●見学した児童は、水泳の実技指導を受けたことと同じ扱いになるのか。

- ・水泳の実技指導を受けていないことは、受けた児童と同じ扱いにすることはできないが、体育の成績については、他の単元を含めて総合的に評価を行うことになる。

●感染対策はどのようであったか。児童、保護者、教職員の意見は。

- ・感染対策については、「毎朝の健康観察・検温チェックの徹底」、「道具の貸し借りをしない」といった対策のほか、更衣室では、一斉にではなく、順番に更衣するなどの対策を取って行った。
- ・児童、保護者、教職員の意見としては、水泳の専門的な指導ができる指導員や監視員など多くの人に見守られながら指導してもらえ、安全に充実した活動を行うことができたという意見が聞いている。

●見学した児童含め、全ての児童、保護者に対して意見を聞いたのか。

- ・全ての保護者に意見を聞いてはいないが、児童には授業の中で感想を聞くなどした。

●しっかりと検証し、全保護者に伝え、今後に向けての意見をきくべき。教育委員会として学年ごとに検証していく必要があるのではないか。

- ・香久山小学校からは、児童、保護者、教職員の意見を聞いている。その内容から、水泳指導を委託することは、感染防止対策や施設管理費用の面からも有効であると考えているが、委託する費用面も含め、総合的に考え、検討を進めていく。

●水泳の授業に参加させるかを本当に迷った保護者もいる。費用面というよりも「水泳をやらせてよかったのか」どうかをまず、今年度の検証をし、保護者にその内容を伝えてくれるか。

- ・今後、学校評価を行う中で、水泳指導にも触れて検証し、その内容については、保護者

にお知らせしていく。

●水泳は理論やイメージだけでなく、実際に泳いで体感することで習得することが大半ではないか。コロナ感染の各宣言が解除されたのちに、例えば、来年度以降の市営プールを無料にするとか、口論議運動公園の温水プールの無料券を配布するなど、子どもたちに「泳ぐ」機会を積極的に提供できないか。

- ・来年度以降については、各学校での実技指導をできる限り行えるよう、感染状況を見ながら検討していく。また、水泳指導の委託についても検討していく。
- ・水泳指導については、実施に向けて検討していくため、プールの無料券の配布は考えていない。

●学校体育館への換気機能付きのエアコン設置を実施してほしい。夏休みなど長期休みに子どもたちに、遊ぶ場、体を動かす場の提供が今以上に必要ではないか。

- ・学校施設への予算を有効に使うため、まずは、修繕などの現状の維持に努めている。整備については、優先順位や費用対効果等を考え、順次実施しているが、学校体育館への換気機能付きのエアコン、いわゆる空調設備の設置については、現時点で整備する予定はない。
- ・夏休みなど長期休み中の遊び場として、体育館を含め学校施設を開放することについては、学校施設は、放課後子ども総合プランに加え、地域開放事業やスポーツ開放事業で使用している。また、開放中の事故や不審者等に対する問題、対応する教職員の負担などもあり、開放することは難しいものと考えている。

●ここ数年間の猛暑などで、体育館の使用を制限したり、予定していた体育授業ができなくなったこともあったが。

- ・学校現場においては、各学校に導入している「熱中症指標計」を用いて、体育授業の実施の参考としている。
- ・実施する場合には、窓や扉を開けて換気を行った上で、その日の状況に応じて、大型扇風機やスポットクーラーの使用、こまめな水分補給や激しい運動を控えるなどの工夫をしながら暑さ対策にあたっている。

●暑さのために、部活や体育の授業を変更したという事例がここ5年間でどれだけあるのか。

- ・具体的な件数についての記録がないため回答することはできないが、事例としては、学校の判断で部活を中止したり、体育の授業を気温の低い時間帯の授業と交換するなどして対応していることがあった。

●「現時点で」整備予定はないとのことだが、どのような時点になれば設置するのか。

- ・設置については、学校施設整備において、優先順位や費用対効果等を考えながら進めていく。

●ここはぜひ、費用面よりどうすれば子どもたちの発達を保障できるか、という視点を最重要にして考えてほしい。子どもにとってはかけがえのない1年1年である。市全体の計画のなかで、優先順位が低いのであれば、上位にあげてもらえないか。

- ・優先順位については、必要性や有効性、緊急性などを総合的に勘案し、判断していく。

●換気機能付きエアコンは、コロナ対策の交付金など、どのような国費の対象になるか。

- ・空調設備は、公立学校施設整備の国庫補助対象事業「学校施設環境改善交付金」の「大規模改造」の対象となる他、新型コロナウイルス感染症対策の強化として実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となると聞いている。

●国費もでる。子どもたちのために、そして、いざという災害時には市民の命をもすくう場所である。今こそエアコン設置の決断を求めるがいかがか。学校体育館への換気機能付きエアコン設置は、必要だと思うが。

- ・現時点では、設置する方針がないため、整備する予定はない。

●コロナから子どもを守るためにも行政検査の対象拡大を市や教育委員会として国に求めてほしい。また、仮に学校で陽性者が出た場合、市費でのPCR検査を実施するなど今以上の対策が必要ではないか。

- ・行政検査については、現在のところ問題なく対応できていると考えているため、行政検査の対象拡大を国に求めていく考えはない。
- ・小中学校での児童生徒への感染拡大を防止するため、国が小中学校に対して抗原検査キットを配布する方針を公表したことから、本市としては、国の対策に基づき対応していく。

●日進市として、各学校に抗原検査キットをいくつ要請しているか。また、それはいつ届くのか。

- ・各学校2個ずつ配付できるように30個を要望し、9月上旬に教育委員会に届く予定である。
- ・今後の使用状況によっては、追加の要望もしていく。

●**抗原検査キットは、高校等に配布されたが「扱いづらい」との実態がある。日進市では、どのように対応するか。**

- ・抗原検査キットについては、使用する状況として、基本的には教職員が発熱等の症状がある場合で、直ちに医療機関を受診できない場合等に使用することを想定して配布されるものである。
- ・児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合に、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちには医療機関を受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒を対象として使用することも可能とされているが、教職員が出勤後に体調の変調をきたした場合は、速やかに帰宅させることとなることや、児童生徒が在校中に体調不良となった場合は、別室で待機し、速やかに帰宅し、家庭からの受診となることから、基本的には、緊急補完的な常備と考えている。

●**実際の使用は、学校から持ち帰り、自宅で使うのか。**

- ・この抗原検査キットは、在校中に体調不良をきたした場合で、すぐに帰宅することが困難な場合やすぐに医療機関を受診できない場合等に使用することを想定しているため、実際に使用することとなった場合には、学校で使用する事となる。

●**採取に必要な場所、防具の確保はどのようなか。また、唾液でもできる簡単キットもある。全国的に生徒1人に2個配布した学校もあるため、日進市でも積極的な活用を求める。**

- ・児童生徒が在校中に体調不良となった場合は、保健室とは別の部屋に待機できるよう、場所の確保はできているが、防具の確保は必要ないと考えている。
- ・抗原検査キットは、基本的には緊急補完的な常備と考えているため、児童生徒に使用させることは考えていない。
- ・唾液で採取するキットについては、今のところ活用することは考えていない。

④ 大川博議員（個人質問）

○前進する日進市の教育について【学校教育課・教育総務課・図書館】

●教育改革を進めていくために

◇来年度から教科担任制がスタートする。授業時間の調整や加配教員等、体制の整備は進んでいるか。また、今年度独自に授業交換をスタートさせている学校の成果は。

- ・令和3年1月に中央教育審議会から、令和4年度をめどに教科担任制を本格導入するという答申が出された。また、7月には文部科学省の検討会議が「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」を取りまとめて公表し、小学校の高学年の教科担任制を推進する必要がある旨が示された。
- ・現時点では、教科担任制の詳しい制度内容が示されていないため、体制整備等については国等の動向を注視していく。
- ・今年度授業交換をしている学校については、「教材研究をする時間が確保でき、児童により深い内容の授業ができた」といった声がある。

◇授業交換をしている学校は何校あり、どんな授業で実施しているか。

- ・授業交換をしている学校は4校ある。2校は、道徳を学年の担任教員でローテーションして実施している。また、2校は、体育と理科と社会で交換している学年や音楽と外国語と理科、音楽と書写を交換している学年がある。
- ・授業時間数、学級の時間割、児童の実態を踏まえて各校で工夫をして実施している。

◇（生理について正しく理解するために、生理用品を扱う企業による講義（月経の仕組み・月経痛の対処法・生理用品の選び方など）を行う計画はあるか。また、小中学校の女子トイレに常時生理用品を置く計画はあるか。）こうした理解を深めていくためにも、自治体に一人養護教諭を教頭職にすべきでは。

- ・性に関する指導を行う養護教諭の役割は重要だと認識しているが、教頭職の任用や配置に関しては、愛知県教育委員会が所管しており、本市独自で任用や配置をすることができないものではないため、ご理解を願う。

◇近隣の春日井市や小牧市において、養護教諭が教頭になっている。愛知県下の小中学校においては、今年度教頭7人、校長4人が任用されている。当然市町からの推薦がなければありえない話である。日進市においても、養護教諭を管理職に任用することは、適材適所で女性を管理職として活躍してもらう良い機会にもなると思う。今後の日進市や女性の活躍のために、愛知県教育委員会に対して、強く要望していく考えはないか。

- ・公立小中学校の教頭職の任用については、愛知県教育委員会が行うものであり、市独自

の判断で任用することはできないが、養護教諭のみならず、女性の管理職への登用については、積極的に行われるべきものと考えている。

◇学校に来られない小中学生に対して、体験学習やICT活用等の取り組みは進んでいるか。

- ・学校に登校することができない児童生徒には、体験学習や職場体験にも、なかなか参加できない状況である。
- ・ICT活用については、教育支援センターや家庭での学習でタブレット端末を使用するなど、活用している例はある。
- ・今後も、保護者の意向なども踏まえ、それぞれの児童生徒の状況に合わせて活用方法を検討していく。

◇タブレットを活用した取り組みは、各教科を中心に、どのように進められているか。

- ・タブレット端末で利用できる学習支援ソフトについては、簡単なプレゼンテーションを行うことができる機能や学級全員の意見の移り変わりを位置で表す機能などがあり、国語、算数、社会、図画工作、生活、道徳など幅広い教科等で活用している。
- ・カメラ機能を使って、生物の成長記録や書写、図画工作の作品を撮り、児童生徒が相互に見合うなどの活動も行っている。
- ・各学校の情報教育担当教員や校務主任、教務主任が中心となり、学校内だけではなく学校間で活用事例を共有するなどして、タブレット端末等の活用を進めている。

◇コロナ禍で学級閉鎖や休校になった場合、どのような活用を考えているか。

- ・学級閉鎖や休校になった場合のタブレット端末の活用方法としては、児童生徒の健康観察をしたり、課題について連絡をしたりするなど、学級活動などの活用から始めていきたいと考えている。
- ・そのために、タブレット端末を試行的に各家庭に持ち帰ってWi-Fiとつなぐなどの準備を進めているところ。

◇新しい取り組みとして、図書館に多言語の絵本が設置された。その経緯と今後の効果的な活用の方法は。

- ・今回の書籍の購入は、「子どもたちに本を読む楽しさを知ってもらいたい」との思いから、保育園、放課後子ども教室、小中学校、図書館などへの子ども用書籍の購入を目的とする、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる寄附金を活用したもの。
- ・コロナ禍で外出の自粛が求められる中、本の重要性が見直されるようになってきている。多くの良い本と出合う機会を提供するため、通常では購入が難しい多言語の絵本を中心に選書した。

- ・ 今後は、これらの本を活用した多言語での読み聞かせやおはなし会を展開する予定。また、図書館ボランティアや大学と連携を行うため、調整、協議を進めている。併せて、多様な言語から世界に目を向ける子どもの育成及び、多文化共生に対する意識を高めるための啓発事業の準備も進めている。

◇教員免許更新制廃止の見通しと、更新手続き期限の迫っている方々や失効してしまった方々への対応は。

- ・ 教員免許更新制については、令和3年8月に文部科学省が、早ければ令和5年度から廃止する方針を表明したが、詳細は示されていないため、今後の対応については、国の動向を注視していく。

●子供たちの安心安全のために

◇飛散防止フィルムや南小学校のスロープ建設の進捗状況は。

- ・ 飛散防止フィルムについては、対応ができていない小中学校で実施している。令和2年度に西小学校・東小学校・北小学校・日進中学校の4校で施工し、令和3年度は、残りの南小学校・相野山小学校・香久山小学校・日進西中学校・日進東中学校の5校で、現在施工している。工期は、令和3年11月末を予定しており、夏休み期間や土日祝日を利用して施工しているところ。
- ・ 南小学校の校舎面と運動場の段差については、スロープによる対応を検討しているが、具体的な整備時期等は未定。令和2年のバリアフリー法の一部改正を受け、令和7年度末までの緊急かつ集中的に整備を行う期間における整備を目指し、鋭意努力していく。

◇下校後のトラブルに対する、学校としての対応の仕方は。

- * 「ボールを壁にぶつけている」と学校に連絡が入った場合。
- * 「ラインで悪口を言われている」と学校に連絡が入った場合。

- ・ 下校後のトラブルについては、原則として学校管理外のこととなるため、本来学校が対応することではないが、他に迷惑を及ぼすような行為などの日常的なルールや学校生活にも影響を及ぼすような場合については、必要に応じて児童生徒全体に指導を行っている。

◇現場の先生方は、直接電話を受け、対応に追われる場合が少なくない。先の2例の正しい対応の仕方を教えてほしい。

- ・ まずは、関係する児童生徒から話を聞き、事実が確認できたら、そのような行為をしてはいけない理由などを話し、今後はどのようにすべきかを指導する。また、保護者にも事実及び指導した内容を伝える。

◇スクールロイヤーを教頭職に配置することで、様々なトラブルに対して、教員の負担が大きく減少すると考える。日進市の負担にもならない、現実的に即した配置方法と考えるが計画は。

- ・教頭職の配置に関しては、愛知県教育委員会が所管している。
- ・スクールロイヤーの学校への配置については、学校での多様な問題に対応する教員が、少しでも児童生徒に向き合える時間を確保できるように、必要なことと捉えており、現在、尾三地区自治体間連携協力での配置も含めて検討しているところ。

◇どのような範囲での自治体連携を考えているか。

- ・尾三地区自治体間連携協力により、スクールロイヤーの配置を検討している自治体での共同配置を検討している。

◇事例に対して最低限メールなどで、直ぐに回答をもらえる形を検討しているか。

- ・現時点では、尾三地区自治体間連携協力による検討が始まったところであり、具体的な内容は検討していない。
- ・事案に対し迅速な対応が必要となってくると思うので、今後、検討していく内容と考えている。

◇7月に出された通学路における合同点検等実施要領(文科省・国交省・警察庁)への対応は。

- * 連携して取り組んでいる課について
- * ロードハンプ(減速帯)・一時停止等について

- ・通学路における合同点検については、現在、学校教育課において各小学校からの危険箇所の報告を取りまとめており、9月中に集約する。
- ・今後は、道路建設課、土木管理課、防災交通課、愛知警察署などと連携して対策等を検討し、必要な箇所には合同点検を行い、可能な対策を実施していく。

◇学区変更に伴う通学路について、どのような点検を計画しているか。

- ・学区の変更に伴い新たな通学路が設定される場合は、通学路を設定する段階で、交通安全上・防犯上、最も安全で、できるだけ通学距離が短くなるような道路を通学路として指定する。その際に、保護者、学校等により安全点検を行い、何らかの対策が必要となれば、可能な対策を検討し対応していく。

◇自然環境が大きく変化してきている。登校(下校)困難な豪雨や突然の雷雨が少なくな。休校等の的確な指示を出す体制は、どのようになっているか。

***雨量レーダーの解析をする人材の必要性について**

- ・大雨や雷などの影響により登下校が困難になるような場合は、各学校において、気象庁が発表する雨雲の動きや雷が近づいてきていることを察知する機器を活用して、複数人の教職員で情報収集し、登下校が可能かどうかを検討し、最終的には校長が判断したうえで、登下校を見合わせるなどの連絡を、保護者にメール配信することにより、児童生徒の安全対策を図っている。

◇どの課の誰が情報収集や的確な判断をするのか。

- ・局地的な雨の場合は、各学校の地域性などの事情もあるため、各学校において情報収集したものを参考に複数人の教職員により判断を行っている。

◇日進市として職員の中から気象予報士の育成を考える計画はないか。

- ・現在のところ、気象庁からの情報で対応できていることから、職員の中から気象予報士の育成をする計画はないため、ご理解を願う。

⑤ 坂林たくみ議員（個人質問）

○新型コロナ感染拡大防止を【学校教育課】

●子どもや若い世代へこれまでになく感染が広がっている。次の対策を行う必要があると考えるが、どう考えるか。

◇希望者全員にPCR等検査を行えるようにすること。

◇保育園、福祉事業所、高齢者、学校などで定期的にPCR等検査を実施すること。

- ・新型コロナウイルスの検査は、症状がある者や濃厚接触者であれば、保健所や医療機関において、行政検査を受けることが可能である。
- ・また、希望する保育園、福祉事業所、高齢者施設、学校などにおいては、発熱や咳など、新型コロナウイルスの初期症状と疑われる症状が見られる者に対して速やかに検査できるよう、国から抗原検査キットが配布されている。
- ・さらに、希望の高齢者施設等を対象に、PCR検査のスクリーニング検査が実施されている。
- ・市としては、ワクチン接種の推進や、様々な予防対策が継続して実施されていくことが重要な対策と考えていることから、引き続き周知していく。

●高齢者等の施設の職員については、無症状の人を対象に定期的なPCR検査をしているが、保育園や学校で検査をしなくてよいというのはなぜか。

- ・高齢者等の施設の職員に定期的なPCR検査を実施しているのは、高齢者施設の利用者は重症化のリスクが高いためである。
- ・市内の保育園、学校の教職員については、優先的にワクチン接種を行っており、既に希望者への接種をほぼ終えている状況である。
- ・感染が広がっているのは、ワクチンが行きわたっていない保護者や児童生徒の世代であることから、児童生徒への検査を行うことが効果的であると考えますが、無症状の罹患者を特定するために綿棒を鼻に入れて行う鼻咽頭検査などを頻回に全児童生徒に実施することは、その負担感からも困難と考えている。
- ・保育園や学校の対応としては、これまで行ってきたマスクの着用や手洗いなどの基本的な感染対策を継続し、児童生徒や同居の家族に発熱などの風邪症状がみられる場合に、登園、登校を控えてもらうことが、感染拡大防止に重要なことと考えており、今後も児童生徒やご家庭に協力を呼びかけていく。

●学校において、判明された感染者が1名でも確認された場合、検査対象者を拡大できるとの通知があったと聞いた。この通知を受け、市ではどのように対応するか。

- ・学校において感染者が確認された場合は、その感染者の行動履歴等を把握し、保健所や学校医と相談のうえ、検査対象者を判断していく。

学校音楽アウトリーチ事業の実施について

1 実施目的

音楽のまち推進のため、子どもの頃から音楽とふれあえる環境づくりとして実施するものです。

2 企画概要

学校音楽アウトリーチ事業は、音楽芸術に接する機会の少ない子どもたちの所へ演奏家が出向き、生の音楽を届けるものです。一方通行の鑑賞型公演とは異なり、演奏者と近い距離で生演奏を聴いたり、演奏者と子どもたちが直接交流を持つなど、双方向で行う事業です。主に音楽の授業や総合の時間などを活用して実施します。

3 実施校

梨の木小学校

4 実施日

令和3年10月26日（火）

5 実施場所

梨の木小学校4階 ワークスペース

6 当日の流れ

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1時限目（ 8：55～ 9：40） | 準備およびリハーサル |
| 2時限目（ 9：45～10：30） | 4年生（3クラス 111名） |
| 3時限目（10：55～11：40） | 5年生（3クラス 97名） |
| 4時限目（11：45～12：30） | 6年生（3クラス 104名） |

※可能であれば、昼放課（13：30～13：50）に他学年向けに自由参加のミニコンサートを体育館で行います

7 演奏者

トリオ・ソレイユ

岡林和歌さん（クラリネット）、西濱由有さん（ピアノ）、近藤幹夫さん（打楽器）

8 備考

- ・感染症拡大の状況によっては、対象学年を減らし、実施場所を変更などを学校と協議します。
- ・今年度は実施希望校を募集した結果、中学校2校、小学校2校で実施予定です。

10月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 生涯学習課

<p>9月12日(日) 日進市少年少女発明クラブ10周年記念イベント</p>
<p>緊急事態宣言の発令に伴い中止としました。</p>
<p>9月24日(金)～26日(日) 日進市民美術展覧会・にっしん子どもアート展</p>
<p>市民の芸術文化活動の振興を目的に開催しました。日進展には日本画、洋画、工芸・彫塑、書、写真の5部門で計152点の出品があり、子どもアート展には水彩画、書道、工作の3部門で計329点の出品がありました。 なお、緊急事態宣言の発令により、表彰式は10月16日(土)に延期しています。</p>
<p>10月2日(土) 総合運動公園 多目的芝生広場オープニングセレモニー・イベント</p>
<p>10月1日(金)にオープンした総合運動公園多目的芝生広場において、オープニングセレモニー及びイベントを感染症対策に努めて行いました。</p>
<p>月 日()</p>
<p>月 日()</p>
<p>月 日()</p>

10月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校給食センター

9月6日(月)～10日(金) 管理栄養士養成学生臨地実習
中部大学食品栄養科学科大学生1名が、臨地実習として、給食センター業務の体験学習を行いました。 職員からの指導のもと、食材の下処理、洗浄、調理、配食作業等の体験をしていただきました。
9月14日(火) 事業名 学校給食センター見学・試食会
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。
月 日()

教育委員会行事予定表

令和3年10月7日（木）から11月10日（水）まで

10月7日	木	愛日事務協学校訪問（赤小）	学校教育課
10月8日	金		
10月9日	土	図書館の裏側覗いてみようツアー 17:00~18:00	図書館
10月10日	日		
10月11日	月		
10月12日	火		
10月13日	水		
10月14日	木		
10月15日	金		
10月16日	土	日進市民美術展覧会・子どもアート展表彰式 市民会館大ホール 10:00~	生涯学習課
10月17日	日	陸上競技記録会 愛知学院大学 13:00~	生涯学習課
10月18日	月		
10月19日	火		

教育委員会行事予定表

令和3年10月7日（木）から11月10日（水）まで

10月20日	水	青少年問題協議会 市民会館3階大会議室 10:00～	生涯学習課
10月21日	木		
10月22日	金		
10月23日	土		
10月24日	日	図書館のお仕事体験① 図書館視聴覚ホール・1階会議室 14:00～16:00	図書館
10月25日	月	愛日事務協学校訪問（西小）	学校教育課
10月26日	火	学校音楽アウトリーチ（梨小） 9:45～	生涯学習課
10月27日	水		
10月28日	木		
10月29日	金		
10月30日	土		
10月31日	日	菊花大会（10/31～11/15開催） 岩崎城址公園	生涯学習課
11月1日	月		

教育委員会行事予定表

令和3年10月7日（木）から11月10日（水）まで

11月2日	火	第2回図書館協議会 図書館2階大会議室 13:30～	図書館
11月3日	水		
11月4日	木		
11月5日	金		
11月6日	土		
11月7日	日		
11月8日	月	愛日事務協学校訪問（日進中）	学校教育課
11月9日	火		
11月10日	水	11月定例教育委員会 第1会議室 14:00～	教育総務課

緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について

	緊急事態措置期間 8/27(金)～9/12(日)	緊急事態措置延長期間 9/13(月)～9/30(木)	愛知県嚴重警戒措置期間 10/1(金)～
小中学校	【授業】全児童生徒、半日授業	【授業】通常	【授業】通常
スポーツセンター 【通常利用時間 9時～21時】	休館(8/28～9/12) ※受付業務のみ対応(9時～20時)	【利用時間】19時まで ・シャワー、風呂、サウナ、子ども部屋は利用禁止 ・施設内での食事は原則禁止 ・共有スペースでの滞在禁止 (テーブル・イス・ソファ等を撤去)	【利用時間】通常 ・風呂、サウナは利用禁止 ・共有スペースの席数を減らし、長時間の滞在禁止
総合運動公園 上納池スポーツ公園体育館 上納池スポーツ公園テニスコート 【通常利用時間 9時～21時】	休館(8/28～9/12) ※月曜日以外は受付業務のみ対応 (9時～20時)	【利用時間】19時まで ・シャワーは利用禁止 ・施設内での食事は原則禁止 ・共有スペースでの滞在禁止 (テーブル・イス・ソファ等を撤去)	【利用時間】通常 ・共有スペースの席数を減らし、長時間の滞在禁止
香久山テニスコート 藤島テニスコート 【通常利用時間 9時～19時】 西山テニスコート 【通常利用時間 9時～17時】 東山グラウンド 北山グラウンド 【通常利用時間 9時～18時】	休館(8/28～9/12) ※月曜日以外は受付業務のみ対応 (9時～20時)	【利用時間】通常 ・施設内での食事は原則禁止	【利用時間】通常
市民会館 生涯学習プラザ 【通常利用時間 9時～21時】	休館(8/28～9/12) ※月曜日以外は受付業務のみ対応 (9時～20時)	【利用時間】17時まで ・施設内での食事は原則禁止 ・共有スペースでの滞在禁止 (テーブル・イス・ソファ等を撤去)	【利用時間】通常 ・共有スペースの席数を減らし、長時間の滞在禁止
ふれあい工房 岩崎城歴史記念館・展望塔岩崎城 【通常開館時間 9時～17時】	休館(8/28～9/12) ※月曜日以外は受付業務のみ対応 (9時～17時)	【開館時間】通常 ・施設内での食事は原則禁止 ・共有スペースでの滞在禁止 (テーブル・イス・ソファ等を撤去)	【開館時間】通常 ・共有スペースの席数を減らし、長時間の滞在禁止
旧市川家住宅 【通常開館時間 9時～16時】	休館(8/28～9/12)	【開館時間】通常 ・施設内での食事は原則禁止	【開館時間】通常 ・共有スペースでの長時間の滞在禁止
図書館 【通常開館時間 平日9時～20時、 土・日・祝9時～17時】	休館(8/28～9/12)	【開館時間】9時30分～17時 ・図書館業務及び喫茶コーナーの物品販売のみ実施	【開館時間】通常 ・閲覧席の開放(ただし席数は半分) ・学習席及び学習室の利用禁止
学校体育施設スポーツ開放事業	終日休止(8/28～9/12)	・夜間休止(19時～21時)	通常
学校体育施設地域開放事業	終日休止(8/28～9/12)	・夜間休止(19時～21時)	通常

令和4年成人式の開催について

令和4年の成人式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年同様に2部制で開催します。

<日時>

令和4年1月9日（日）

【第1部】12時30分～13時00分（日進中学校区、日進東中学校区に居住する新成人）

【第2部】15時30分～16時00分（日進西中学校区、日進北中学校区に居住する新成人）

<場所>

日進市民会館大ホール

<内容>

式典、恩師のビデオメッセージを予定

<対象者>

1,012人

※1：男485人＋女527人，令和3年8月19日現在

※2：平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ

※3：昨年度 対象者987人，出席者717人（1部374人、2部343人），
出席率72.64%

<来賓・恩師>

- ・来賓：2人（市議会議長、校長会長）
- ・恩師：4人（中学校3年生当時の学年主任。全員登壇）

<新成人代表>

各部において中学校2校の卒業生をそれぞれ1名ずつ選出する。

第1部：日進中学校1名、日進東中学校1名

第2部：日進西中学校1名、日進北中学校1名

※実行委員を募らず、式典において以下の役割を新成人代表が担当する。

- ・式典の司会：1人
- ・新成人の誓い：1人

※新成人代表は、中学3年生当時の各学校の学年主任の先生に推薦していただく。

<感染症対策について>

新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施する。

- ・会場内ではマスク着用とする。
- ・入場時に検温および手指消毒を行う。発熱がある方、体調の悪い方は入場をお断りする。
- ・案内ハガキに連絡先（電話番号またはメールアドレス）を記入していただく。
- ・入退場は一方通行となるよう導線を確認する。
- ・アトラクション、集合写真撮影、交歓会は行わないこととする。
- ・座席が定員の半数となるよう、来賓者数を精査し、ソーシャルディスタンスを確保した座席配置とする。
- ・会場への入場は新成人の方のみとする。ただし、介助等で付き添いが必要な方については当日に受付へお申し出いただき入場可とする。